

足立区教育委員会会議録

会 議 名	平成26年第5回足立区教育委員会定例会					
開 会 月 日	平成26年5月8日(木)	場 所	教育委員会室			
会 議 時 間	(開会) 午前・午後 2時30分		～	(閉会) 午前・午後 3時25分		
休 憩 時 間	① (休 憩) 午前・午後 時 分 ～		～	(再会) 午前・午後 時 分		
	② (休 憩) 午前・午後 時 分 ～		～	(再会) 午前・午後 時 分		
委 員 の 出 席	委員長	花 岡 惠 三	出席	委 員	桑 原 勉	出席
	委 員	小 川 正 人	出席	委 員	小 川 清 美	出席
	教育長	青 木 光 夫	出席	出席委員5名、欠席委員0名		
出 席 席 説 明 員	鈴木 一夫	教育次長	出席	三橋 雄彦	子ども家庭部長	出席
	石居 聡	学校教育部長	出席	鳥山 高章	子ども家庭課長	出席
	荒井 広幸	教育政策課長	出席	荻原 貞二	子ども・子育て支援課長	出席
	絵野沢秀雄	学校適正配置担当課長	出席	橋本 太郎	子ども・子育て施設課長	出席
	稲本 望	学校施設課長	出席	寺島 光大	青少年課長	出席
	山田美砂緒	学校改築担当課長	出席	西野 知之	こども支援センターげんき所長	出席
	山中 寛	学校改築担当課長	出席	渡邊 勇	子ども支援担当課長	出席
	望月 義実	学務課長 おいしい給食担当課長	出席	浅見 信昭	学力定着推進担当課長	出席
	浮津 健史	教育指導室長	出席	市川 保夫	幼児プロジェクト推進担当課長	出席
	川原井隆之	教職員課長	出席	永井 章子	生涯学習振興公社事務局長	出席
	井元 浩平	地域のちから推進部長	出席	松野 美幸	地域文化課長	出席
書 記	山崎 弘孝	庶務係長	楠山 慶之	庶務係主査	矢神 功義 教育政策担当係長	
	秋元 康裕	教育政策担当係長	灘山 昇	子ども家庭係長		
傍 聴 者	2名					
会 議 に 付 し た 議 題	別紙、会議次第の通り。					

平成26年5月8日

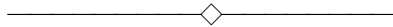
足立区教育委員会

午後 2 時 3 0 分開会

○委員長 ただいまから本年第 5 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

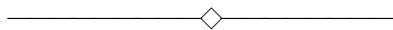
本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○委員長 初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名に、青木委員、小川清美委員をご指名いたしますので、よろしく願いいたします。



○委員長 それでは、日程第 1、第 28 号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第 1、第 28 号議案足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例施行規則の一部を改正する規則。

以上。

○委員長 第 28 号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 議案につきましては資料の 1 ページからですが、2 ページの議案説明資料に基づきまして説明させていただきます。

件名、所管部課名は標記のとおりでございます。

改正の理由でございますが、子ども・子育て支援の新制度実施に伴いまして、制度の対象となる施設利用の保育料について、住民税の所得階層に基づく応能負担の保育料体系に移行する必要があり、当審議会に諮問を行う予定でございます。その委員の選定についてでございますが、3 ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第 2 条で、この 5 区分がそれぞれ 4 名の方ということで 20 名、条例で委員の人数の上限は

20 名と規定されているところですが、今回、新制度で区内関係団体が多くなるということで、それを 4 名から 5 名にしたいということです。今のところ私立幼稚園協会、私立保育園連合会、認証保育所連絡会、小規模保育室連絡会、あと学童保育室の保育料も審議するので、住区センター連絡協議会、この 5 団体を予定しているということで 4 名から 5 名の 1 名を増ということでございます。

それと逆に減少する必要がございますので、区に勤務する職員については、関係部の子ども家庭部と地域のちから推進部、教育長の 3 名で足りるということで、1 名減とするといった変更でございます。

その庶務を担当する所属でございますが、保育施設だけではなくて幼稚園及び他の部の施設もかわるとということで、部の庶務負担を担当する子ども家庭課が担当するという内容でございます。

施行年月日については、平成 26 年 5 月 10 日からの施行を予定してございます。

私からの説明は、以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第 28 号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。特にないですか。

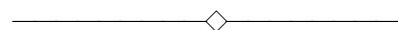
(なし)

ないようですので、意見なしと認め、これより第 28 号議案足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例施行規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり議決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○委員長 続いての議案ですが、関連のある議案ですので、日程第2、第29号議案と日程第3、第30号議案をまとめて議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第2、第29号議案足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則。
日程第3、第30号議案足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則。

以上。

○委員長 それでは、第29号議案と第30号議案について、井元地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 説明資料の6ページをおあけください。第29号議案でございます。

件名につきましては標記のとおりでございます。

1、改正の理由といたしまして、3月の第1回定例会で足立区生涯学習センター条例が改正されましたが、その中で第9条第2項を「別表第2に定める額を限度として教育委員会規則で定める使用料」というふうに改めました。この別表第2は、駐車場の使用料でございます。具体的には、7ページの別表第2の「30分につき100円」、これが追加になったということでございます。

施行年月日は、今年の10月1日からということでございます。

続きまして、13ページをご覧ください。

件名は標記のとおりでございます。

改正の理由といたしまして、条例が改正されまして、その中身について施設使用料につきましては、これは教育委員会の規則で定めるということに由来からなっておりましたが、駐車場においても先ほどの生涯学習センターと同様にこの教育委員会の規則で定めるというふうに改めたもので、今回ここにその改正案をお出しするものでございます。

2、改正内容でございます。

(1) 施設使用料につきましては、14ページから以降全てになります。大きな変更点といたしましては「全日」という区分を削除いたしました。全日ということによって、そのうちの一部を使うという使用実態を避けるために、よりきめ細かく予約をとらせていただくということで「全日」という項目を削除してございます。

それから13ページにお戻りいただき、(2) 附帯設備使用料の中で、「電気炉の本焼き(還元焼成)」ということでございますが、これは使用実態が少ないということで、この項目を削除するというところでございます。その本焼きの部分につきましては、19ページに記載がございます。

それから、(3) 駐車場使用料ですが、先ほど説明をいたしましたことと同様の使用料の「30分につき100円」ということについて、20ページに掲載がございます。

私からは、以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第29号議案と第30号議案について、ご質問、ご意見がありましたらご発言ください。

(なし)

ないようですので、意見なしと認め、これより第29号議案足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則並びに第30号議案足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり議決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

—————◇—————

○委員長 続いて、日程第4、第31号議案を議題

といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第4、第31号議案認可外保育施設の入所に関する異議申立てに対する諮問の進達について。

以上。

○委員長 第31号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 22ページをご覧ください。第31議案の説明資料でございます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

諮問事項につきましては、平成26年2月4日付で足立区教育委員会が行いました、区立認可外保育施設の4月1日付の入所不承諾処分に関する異議申立てでございます。

2、諮問理由でございます。

定員を超えた入所の申し込みであったため、選考に基づきまして入所不承諾処分を行ったものでございます。

本件の施設につきましては、認可外保育施設ということで地方自治法に基づく公の施設であるため、地方自治法第244条の4第4項の規定に基づき議会に諮問するものでございます。6月に開催されます第2回区議会定例会に諮問する予定でございまして、議会の意見を聞いた上で、その後教育委員会で審議していただく予定でございます。

3、異議申立ての件数についてでございますが、1人の1件といったところでございます。

私からの説明は、以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第31号議案について、ご質問、ご意見がございましたら、よろしく申し上げます。

小川委員。

○小川委員 単純な質問で申しわけないのですが、

お聞きします。

去年は、異議申立ての件数が多くて、私たちも非常に多くの件数を審議して決定した記憶がありますが、今回はこの1件だけでしょうか。それとも今後さらに増えるのかどうかというようなことが一つと、もしもそれほど多い件数でないというのであれば、これは入所の基準等々についての住民の理解が進んだのか、それとも希望どおりの入所が進んだのか、何か理由があるのでしょうか。

○委員長 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長 まず、一点目の異議申立ての件数でございますが、今年度につきましては11件ということで減っております。

それから、減った理由でございますが、この辺のところは詳しく異議申立てをされた方からお伺いしていないので、理由についてははっきりとはわかりませんが、今回、入園希望を3園から4園に増やしたり、私立加算を廃止するなどさまざまな手立てを講じたので、以前に比べて申し込みしやすくなったというようなこともあるのかなとは考えております。

○委員長 ありがとうございます。

小川委員、よろしいでしょうか。

○小川委員 はい、わかりました。

○委員長 そのほかにもございますか。

(なし)

他にないようですので、意見なしと認め、これより第31号議案認可外保育施設の入所に関する異議申立てに対する諮問の進達についてを採決いたします。

本案は原案のとおり議決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

○委員長 次の議案ですが、日程第5、第32号議案につきましては、足立区教育委員会会議規則第14条第1項のただし書きによる人事に関する件でありますので、非公開の会議としたいと思いません。

お諮りをいたします。

第32号議案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって第32号議案につきましては、非公開とさせていただきます。

(傍聴人退出。ここから非公開)

—————◇—————

(第32号議案を審議)

—————◇—————

(傍聴人入室 非公開を解除)

—————◇—————

○委員長 次に、日程第6、25受理番号1の陳情について議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第6、25受理番号1教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める陳情。

以上。

○委員長 本件はこれまで継続審議となっておりますが、本日は本件に関しての報告事項がありますので、先に浮津教育指導室長より報告をお願いいたします。

教育指導室長。

○教育指導室長 それでは、今の件について、25ページの足立区立小・中学校使用教科用図書採択要綱の制定及び平成27年度足立区立小学校使用教科用図書調査項目の決定についてをご覧ください。

制定要綱名ですが、先ほどお話ししました足立区立小学校使用教科用図書採択要綱(別紙1)と

いうことになっております。30ページに新旧対照表がありますので、そちらをご覧くださいと思います。

今回、改正の大きなポイントとして、まずは基本方針の右側第2条の2教科用図書調査研究は、東京都教育委員会教科書調査研究資料等を参考に以下の事項、次の事項を中心に行うこととし、調査項目は採択の都度別途定めるというふうに設定させていただきました。

事項については、下にあるように(1)内容、(2)構成・分量、(3)表現、(4)学習活動、(5)本の造り、(6)当該教科用図書の長所及び特色ということになっております。

あわせて調査項目については、46ページです。別紙3、平成27年度足立区立小学校使用教科用図書調査項目です。

(1)内容の選択について、こちらに掲げた5つの調査項目を設定させていただきました。

(2)構成・分量については、この3つの項目を調査項目とさせていただきました。

(3)表現について、3つの項目を調査項目とさせていただきました。

(4)学習活動については、この下に掲げた3つの項目を設定させていただきました。

(5)本の造りについては、2つ、ここに項目を設定させていただきました。

(6)として、当該教科用図書の長所及び特色については、調査委員等に記載をしていただくように進めております。

続きまして、47ページです。

足立区小学校使用教科用図書採択の日程等ということで、このように進めさせていただくというふうに考えております。

平成27年度から30年度に使用する小学校使用教科用図書の採択の内容及び今後の日程については、以下のとおりです。

1、採択内容です。

(1) 採択種目は、11種目。国語・書写・社会・地図・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・保健です。

(2) 採択する教科書の範囲は、「小学校用教科書目録（平成27年度使用）」に登録されている教科書のうちから採択をします。

2、教科書展示です。

平成26年6月3日（火）から12日（木）は、特別展示をさせていただきます。

6月13日（金）から26日（木）は、法定展示をさせていただきます。

展示の時間は、午前9時から午後7時です。

展示場所は、こども支援センターげんき、東京芸術センターで行わせていただきます。

3、採択日時、最終は8月7日の教育委員会定例会で採択の予定を考えております。

4、採択結果報告は、8月31日までに東京都教育委員会への報告というふうになっております。

以上です。

○委員長 ただいま教育指導室長より、足立区立小・中学校使用教科用図書採択要綱の制定と改正について説明がありました。

それでは、日程第6、25受理番号1教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める陳情について、審議をしたいと思います。ご意見のある方は、よろしくをお願いします。

小川委員。

○小川委員 陳情の中身に関して、指導室から説明のあった内容について、私の意見と幾つか要望がありますのでお話しさせていただきたいと思っております。

陳情については2つ要望があって、一つは採択を綿密な調査・研究を踏まえて公正かつ適正に行ってほしいという要望と、もう一つは採択する際

に特に重要な項目については各社の教科書の比較段階評価などを行うようにしてほしいというような、そういう趣旨だったと陳情の中身を理解しております。

その陳情の中身に照らして見た場合に、今、指導室からお話があった要綱及び、その要綱に基づいた調査項目の中身を踏まえますと、一つは今回、要綱を整理していただいたことで、従来もこの要綱の趣旨に沿って採択の作業をしてきたとは思いますが、さらに今までの要綱を整理することによって採択の手続、手順、そして教科書採択の責任の所在をより明確にできているというふうに、私は理解しています。

特に今回、要綱整理のポイントは、改正後の先ほどの比較対照表でいえば、第2条の基本方針です。ここについて調査項目をつくって、それに基づいて教科書の中身を調査・研究し、その結果に基づいて採択するというような手順を踏んでいたわけですが、今回改めて教科用図書の調査・研究の調査項目について、以下6つの要素を踏まえて調査・研究するというようなことを実際に要綱の基本方針の第2条で明記して、それを教育委員会の決定に基づくと確認していることです。

そういう点で教科書採択の調査・研究の基準及び、それに基づいた採択というのは教育委員会の責任のもとでやるという、責任体制の明確化をはっきりと今回、要綱で再整理し、確認したことが一つ大きなポイントと思っています。

もう一つは、前回もありましたが、教科書採択の手順として教科用図書選定委員会、そして、その下に調査委員会、さらに教科用図書の研究会では、実務の実情に即して段階ごとに適切な教科書の中身の調査・研究を行う組織をしっかりとつけて、それら組織の連携のもとで適正な教科書の調査・研究の手順を踏みながら、その手順に即して最終的に教育委員会の責任で教科書を採択すると

いう、採択の透明性を要綱ではっきり示すことができたのではないかなと思っています。

そういう点で陳情1の教科書採択について、綿密な調査・研究をベースにして公平かつ適正に行うという陳情の趣旨というのは、今回の要綱の整理ではっきりしたと考えています。

二つ目は、調査項目に関係することですが、学習指導要領の重要なポイントというのは学習指導要領の総則で記載されているわけですが、最近の国の学習指導要領の見直しの動向や学校現場の教育活動の取り組みの動きなどを見ると、少しこの調査項目については幾つかつけ加えておくべきことがあると思っています。

一つは、例えば内容の選択については学習指導要領を基準としながら、児童の発達段階に応じた基礎・基本的な内容や、発展的な学習内容等々についての言及があります。今の学習指導要領のポイントと狙いは、基礎・基本の習得、定着の上にその知識を活用し、そしてさらに探求するという一連の「習得・活用・探求」という体系的な教育活動を一体的に行うことです。

そういう基礎・基本の習得、定着及び、定着した基礎・基本をさらに活用、探求によって深め、思考力と判断力を身につけるという一連の取り組みを体系的に取り組むことが必要だと思いますので、基礎・基本の「習得・活用・探求」という一連の教育活動を教師が工夫しながら取り組んでいけるような、そういう教科書の工夫等々がどれだけなされているかというのは重要なポイントだと思います。その点はこの内容の選択の1のところにはつけ加えてもいいのではないかと思います。

もう一つは、1の(5)に発展的な学習内容については書かれているのですが、いわゆる補充的な学習ということについてはすごく重視し、児童生徒一人一人の学習状況に見合わせてきちんとやるというようなことも書かれているので、(5)

のところで発展的な学習内容だけ記載するというのは、そういう点では不十分です。

発展的な学習とともに、そういう補充的な学習など、多様な児童生徒の学習状況にどれだけ対応できるような教科書の内容になっているか、またそういう発展的な学習、補充的な学習等々に教師が取り組む際に活用しやすいような教科書の内容等々になっているかどうか、1のところにつけ加えておいたほうが良いというふうに思っています。

さらに、学習活動なのか内容の選択なのかどうか分かりませんが、そういう基礎・基本の「習得・活用・探求」という一体的な取り組みと、4の学習活動のところに書かれている(2)(3)の中核になるのが、私は言語活動だと思うのです。これについては社会にしても算数・数学やほかの教科にしても、そういう言語活動の取り組みというのがどれだけ意識化されて教科書に工夫されているのかどうかということも大きなポイントだと思いますので、そういうことも少しつけ加えてほしいと思います。

今回の新教育課程でも一つのポイントは、児童生徒の主体的な学習を促すような教材内容や構成等々も重視されています。家庭学習等々の工夫については、教科書だけではなくて自治体、教育委員会が自宅学習ノートの作成など別の形のいろいろな家庭学習を進めるための工夫をしているのですが、教科書の中身においてもそういう家庭学習をサポートできるような工夫というのも重要なポイントだと思うので、そういうことも少しつけ加えていただければというふうに思っています。

あと、本日、指導室から出されたこの調査項目については、これは全ての教科書、全ての教科に共通した項目だと思いますが、恐らく算数・国語・理科・社会という個別の教科の調査・研究を進めていくと、その教科特有の重要な調査項目の

中身というのがあるはずです。教科用図書の調査・研究では当然やられてきたと思いますので、これまでの実績を踏まえて、できれば各教科の特有の調査・研究の視点や項目についてもきちんと明文化し、ある教科についてはこの共通する調査項目を踏まえつつ、さらにこの教科で重要と思われる調査・研究の視点や調査項目の基準ということも教育委員会の責任で示した上で、選定委員会等の組織にお願いするというふうなことをしているのではないかと考えております。

御存じのとおり、今度の無償措置法改正では、教科書採択の情報については全て公開することが努力義務化されましたので、採択に関する諸情報をきちんと公開するということは非常に重要ですので、可能な限り明文化できるものは明文化していただければなと思っています。

調査項目の要望もあります。そうしたことをやっていただければ、陳情の2で言われていることは、既に足立区の調査・研究の内容で全てクリアできることですので、今回の陳情について採択する必要はないと考えます。

○委員長 教育指導室長。

○教育指導室長 ただいま小川委員からいただいたご意見、足立区の児童生徒のためにプラスになる教科書を採択するというところで、今のご意見をいただきながら項目として立てるところ、また選定委員会、調査委員会等に今のお考え等を必ず伝えて選定の資料作成を指示してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長 そのほかにごございますか。

では、ご意見をいただくということで。

桑原委員。

○桑原委員 私も小川委員のおっしゃるとおりだと思います。特に陳情については、小川委員と同じ考えです。

○委員長 では、小川清美委員、よろしくお願います。

○小川委員 私も、小川委員のお考えに賛成です。

○委員長 では、青木教育長。

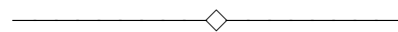
○青木教育長 小川委員がまとめていただきました陳情の趣旨1、2に細分されますが、その前の本文の末尾のところに「採択基準を公表することを求める」という点については、まさに今回の要綱、それから調査項目の公表で、先ほどお話があったとおり6つの事項を客観化して、かつ教育委員会の責任としてこれを明確に定めているということでございます。内容的には、1、2についても、それぞれ小川委員でフォローしていただいたとおりですし、いただいたご意見の言語活動や家庭学習、それから教科ごとの特有、特色のある重要項目を盛り込むべきではないかというご意見も踏まえながら、この調査項目を充実させ使用していくということです。

あと1の内容を考慮し云々ということについては、これは各委員に差し向けられた事実行為を求めるといいますか、あるいは再確認をするというような部分も含まれていますので、全体的に今回の陳情の趣旨は一連の要綱制定等で達成されるだろうということでございますので、不採択でよいのではないかと思います。

○委員長 私も陳情については、既に十分達成されていると考えております。そういう意味で、不採択でよろしいかと思います。

お一人一人からご意見をいただきましたが、全員、不採択という意見であります。

よって本案は不採択ということに議決をいたします。



○委員長 それでは続いて、報告事項に入ります。

ご質問等については、全ての報告が終わってから、まとめてお受けいたします。

初めに、①について、荒井教育政策課長よりお願いいたします。

教育政策課長。

○教育政策課長 資料の23ページをお開きください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

(旧)千寿第五小学校と(旧)五反野小学校の統合計画無効確認、こちらの裁判が既に提訴をされまして口頭弁論が続いているということにつきましては、既にご報告あるいは情報連絡という形で都度お知らせしてきたところではございますが、これとは異なる視点で別の訴えが提起をされておりますので、今回ご報告を申し上げるものでございます。なお、この訴えは、今年の1月10日付で提起されたものでございまして、報告が遅れましたことをおわび申し上げます。

原告、被告につきましては、資料に記載のとおりでございます。

本件につきましては、(旧)千寿第五小学校の放課後子ども教室のスタッフだった原告が、新たにできました足立小学校の放課後子ども教室のスタッフに採用をされず、この不採用は原告が先にごございました(旧)千寿第五小学校プールの解体工事の差し止めを求める仮処分の債権者であったと、これを理由としたものであるということで、こうした不法行為に対して10万円の慰謝料を求めると、これが原告側の主張でございます。

これまで2回の口頭弁論が終わりまして、今月26日に第3回目の口頭弁論が予定をされてございます。裁判所の指示に従いまして、適宜対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

私からは、以上です。

○委員長 次に、②について、絵野沢学校適正配置担当課長、お願いいたします。

学校適正配置担当課長。

○学校適正配置担当課長 お手元の資料の24ページをご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

鹿浜地区におきましては、平成27年4月に小学校の統合、そして28年4月に中学校の統合ということで、現在「統合地域協議会」を立ち上げまして、随時協議を進めているところでございます。

大きな1番ですが、小学校の統合地域協議会の関係でございます。

開催状況でございますが、第五回を4月15日、第六回を5月12日に予定をしております。第五回の協議会の協議事項ですが、新しい校舎の設計関係、また新しい校章、校歌の決定方法、そして統合に向けた両校の交流事業等について協議を重ねてまいりました。真ん中の校章・校名の決定方法につきましては、校名と同様に、皆様に公募をかける予定で準備を進めているところでございます。第六回目は来週ですが、その具体的な募集方法について協議をする予定をしております。

(2)ですが、統合地域協議会ニュースの発行ということで、協議会開催ごとにこちらのニュースをつくりまして、保護者や地域の皆さんに周知をさせていただいております。3月5日の第四回の内容を第4号として3月17日に、4月の15日の協議会の第五回目の内容を5月1日に発行をさせていただいております。

大きな2番ですが、こちらは中学校の統合地域協議会の進捗でございます。こちらは統合年次が一年、小学校よりも後になりますので、若干スピードが小学校よりも遅目になっております。

(1)統合地域協議会ニュースの発行をしているという報告をさせていただいております。こちらは3月6日に第四回目を開きましたが、その内容を3月17日に発行をしたというところでございます。

また、記載をしておりませんが、中学校については4月15日に第五回の協議会を開催する予定をしております。

今後の方針でございますが、統合小中学校の校名が昨年度決定できましたので、新しい校章・校歌の製作に向けて協議を進めていく。そして、統合に向けたさまざまな課題については、こちらの統合地域協議会において、引き続き具体的な検討を進めているというところでございます。

なお、補足でございますが、江北地域の適正配置につきましては年度がかわったこともありましたので、対象校の校長及び開かれの会長さんに「改めて説明会を今年度を開くのはどうでしょうか」ということで打診をさせていただきましたが、統合年次が中学校は29年度、そして小学校は30年度ということで鹿浜地域よりも少し先の話になっておりますので、私どもの提案した実施計画（案）も含めて大きな変更がなければ、改めて説明会は要らないというお話をいただいているところでございます。

今後とも、統合地域協議会の立ち上げに向けてアプローチを続けてまいりたいと考えております。

なお、江北地区につきましては、この適正配置事業の影響が大きいと思われるエリアデザインというものの対象地域になっているところでございます。

現在、その土地活用の方法をまだ示されておりませんが、その方向性が示された際には統合対象の学校関係者の皆さんに早い段階で状況・情報の提供をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

私からは、以上でございます。

○委員長 次に、⑤について、浮津教育指導室長、お願いいたします。

教育指導室長。

○教育指導室長 学校事故報告についてです。平成

26年度の4月分ということでお伝えさせていただきます。

1、学校事故状況として、小学校の管理外が2件ございました。

2、事故内容の2件、下に記載をさせていただきました。

(1) 放課後、マンションで遊んでいた児童が転落をし、残念ながらお亡くなりになるという死亡の確認を1件しております。

(2) あと交通事故。路上で兄と友達と3人で遊んでいた際、兄を追いかけて車道に飛び出したことで骨折、それから擦過傷を負いました。

3、それに関して、各学校には安全指導の徹底ということで、特に死亡事故が起きましたので、学校には2通の通知をさせていただきました。また、全校長会、学級指導等で再度、安全教育を徹底するように指導を行っております。

交通事故については、ここに記載しましたように、交通マナー等を機会を見て指導するように学校に指示しております。

以上です。

○委員長 次に、⑥について、鳥山子ども家庭課長、お願いいたします。

子ども家庭課長。

○子ども家庭課長 大変申しわけございませんが、席上に配付させていただきました「差替え分」版をもちまして説明をさせていただきます。

件名、所管部課名につきましては記載のとおりでございます。

先ほど規則の改正のところでも認めていただきましたところでございますが、20名で審議会を発足させたいというふうに考えてございます。

内訳でございますが、学識経験者が4名、それから区議会議員が4名、あと区内関係団体から5名、それから公募委員が4名、区職員が3名でございます。④の公募委員でございますが、あだ

ち広報、区ホームページを使いまして募集をかけていく予定になってございます。特に、区内在住の幼稚園利用者、それから保育園の利用者、また自宅で子育て中の方ということで募集をかけてまいります。

また、今回の審議会につきましては、学童保育室の保護者負担金についてもあわせて諮問をしていくという形になってございます。

2、審議期間でございますが、6月末から9月末まで、計4回の開催の予定をしてございます。

3、スケジュールでございますが、記載のとおりになってございまして、最終的には12月の議会で条例案の議決をいただいた上で、1月の周知という形を考えているところでございます。

私からは、以上でございます。

○委員長 ただいま各関係所管から報告事項がありました。

これらの件につきまして、各委員からご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

小川委員。

○小川委員 状況を教えてほしいのですが。

23ページの統合に関係した訴訟で、統廃合の請求事件で現在も係争中ですが、既に新しく学校が始まっているという事実も踏まえて、こういう統廃合関係の事件とすると何か長いような感じがします。なぜいまだ審議が進んでいるのかというのを一つお聞きしたいのと、新たに訴訟があったということですが、原告がその理由として差し止めを求める仮処分の債権者であったということが理由で、足立区小学校放課後子ども教室のスタッフとして採用されなかったということを主張されているようですが、この事実についてはどうなのでしょう。

○委員長 学校施設課長。

○学校施設課長 最初のご質問の回答をさせていただきます。なぜ長引いているのかというところで

ございます。

私も解体工事を担当させていただきましたが、昨今は行政の訴訟については、すぐに結論というより、裁判所は丁寧にやりたいということで何回も提起を出し合うようになっています。区の法務担当の見解としましても、やはり行政訴訟というのは毎年毎年増えてくるところで、傾向としてはいろんな訴訟について、時間をかけるというのが昨今の裁判所の見解ということが現状であります。

以上でございます。

○委員長 教育政策課長。

○教育政策課長 私から、後段のご質問についてお答えをいたします。

原告が債権者の一人であったということを理由にという主張でございしますが、私どもといたしましては、新しい足立小学校で混乱のない形でこの放課後子ども教室をスタートさせるということを念頭に置いて、新しい学校での新しいスタッフの選任をさせていただいたということでございしますので、決してこれを理由にということとは考えてございません。こちらにつきましても今後の口頭弁論の中で、きちんと主張をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 小川委員、よろしいでしょうか。

○小川委員 はい。確認しました。

○委員長 そのほかにもございますか。

桑原委員。

○桑原委員 少し教えてください。24ページですが、適正配置の進捗状況です。

主な協議事項ということで、第五回と第六回の統合地域協議会が開かれたようですが、内容についてはホームページ等で公開されていると思うのですが、どんな内容のご意見が地域の方からあったかということをお伺いしたいなと思います。

○委員長 学校適正配置担当課長。

○学校適正配置担当課長 第五回目が実施済みで、第六回目が来週ということで今予定をしているところでございます。

第五回目にお話をいただいているのは校章・校歌について、単純に言うとは協議会のメンバーで決めるという方法も一つあるのですが、それでは皆さんの地域の意見が反映できないという部分がございます。公募にしたかどうかということで、皆さんのご了解をいただいているというような状況でございます。次回、来週の12日の第六回の際に、具体的な方法について再度、協議会のメンバーと一緒に議論をしたいと考えているところでございます。

そのほか第五回の中身で書いてあります「統合に向けた両校の交流事業等」については、協議会とは別で、両校の校長を先頭にして教職員がお互いに毎月1回協議の場を設けて、来年の4月にスムーズに統合ができるかどうかというのを検討していただく場を設定して協議を重ねているというあたりの報告をさせていただいたところでございます。

私からは、以上でございます。

○委員長 桑原委員、よろしいですか。

○桑原委員 はい。

○委員長 そのほかにもございますか。

(なし)

では、ないようでしたら、報告事項を終了いたします。

そのほかにもございますか。

(なし)

それでは、以上をもちまして、本年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後3時25分開会

平成 26 年 第 5 回
足立区教育委員会定例会

日 時 平成 26 年 5 月 8 日 木曜日 午後 2 時 30 分開議
会 場 足立区教育委員会室

1 議事日程	頁
日程第 1 第 28 号議案 足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例施行規則の一部を改正する規則	1
日程第 2 第 29 号議案 足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則	4
日程第 3 第 30 号議案 足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則	8
日程第 4 第 31 号議案 認可外保育施設の入所に関する異議申立てに対する諮問の進達について	20
日程第 5 第 32 号議案 足立区子ども施設指定管理者等選定審査会委員の委嘱及び任命について	別紙
日程第 6 25 受理番号 1 教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める陳情	

2 報告事項

(旧)千寿第五小学校と(旧)五反野小学校の統合に関連した新たな訴訟について慰謝料請求の経過報告について	《荒井 教育政策課長》... 23
足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について	《絵野沢 学校適正配置担当課長》... 24
足立区立小・中学校使用教科用図書採択要綱の制定及び平成 27 年度足立区立小学校使用教科用図書調査項目の決定について	《浮津 教育指導室長》... 25
足立区立小学校使用教科用図書採択の日程等について	《浮津 教育指導室長》... 47
学校事故報告について(平成 26 年 4 月分)	《浮津 教育指導室長》... 48
足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の開催について	《鳥山 子ども家庭課長》... 50

3 その他報告資料

平成 26 年度奨学生(育英資金)の募集について

[学務課]...51

裏面へ続く

平成26年度 小・中学校の児童・生徒数及び学級数について（平成26年4月7日現在）

[学務課]...52

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
が定める補償基礎額の改定について

[学務課]...57

ギャラクシティの平成25年度利用状況について

[青少年課]...58

行事实施結果・行事实施予定

[青少年課]...59

行事实施結果・行事实施予定

[生涯学習振興公社]...63

第 28 号議案

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例施行規則
の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 26 年 5 月 8 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例施行規則
の一部を改正する規則

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例施行規則（平成 23 年足立区教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「それぞれ 4 人以内において」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 学識経験者 4 人以内
- (2) 区議会議員 4 人以内
- (3) 区内関係団体の代表者 5 人以内
- (4) 公募による区民 4 人以内
- (5) 区に勤務する職員 3 人以内

第 5 条中「保育課」を「子ども家庭課」に改める。

付 則

この規則は、平成 26 年 5 月 10 日から施行する。

（提案理由）

審議会委員の選出方法及び担当課の変更に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 2 8 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 5 月 8 日

件 名	足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例施行規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	子ども家庭部 子ども家庭課
内 容	<p>1 改正の理由 平成 2 7 年度からの子ども・子育て支援新制度実施に伴い、制度対象の施設利用に係る保育料の設定について、同審議会に諮問を行う予定である。新制度には幼稚園・保育園など複数の施設が関連し、区内関係団体の代表者の選出枠を拡大する必要があるため、規定を改正する。</p> <p>2 主な改正内容 委員の選出区分すべてで 4 人以内としていたものを、(3) 区内関係団体の代表者を 4 人以内から 5 人以内に、(5) 区に勤務する職員を 4 人以内から 3 人以内に変更する。 また、審議会で取り扱う内容が子ども施策全般にわたり、部内外の調整が必要となるため、審議会に関する庶務担当課を保育課から子ども家庭課に変更する。</p> <p>3 施行年月日 平成 2 6 年 5 月 1 0 日から施行する。</p>
今後の方針	

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>○足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例施行規則</p> <p>第1条 省略</p> <p>第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから<u>それぞれ4人以内</u>において、教育委員会が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 区議会議員</p> <p>(3) 区内関係団体の代表者</p> <p>(4) 公募による区民</p> <p>(5) 区に勤務する職員</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第3条から第4条 省略</p> <p>第5条 審議会の庶務は、子ども家庭部保育課において処理する。</p> <p>第6条 省略</p>	<p>○足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例施行規則</p> <p>第1条 省略</p> <p>第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験者 <u>4人以内</u></p> <p>(2) 区議会議員 <u>4人以内</u></p> <p>(3) 区内関係団体の代表者 <u>5人以内</u></p> <p>(4) 公募による区民 <u>4人以内</u></p> <p>(5) 区に勤務する職員 <u>3人以内</u></p> <p>(会議の公開)</p> <p>第3条から第4条 省略</p> <p>第5条 審議会の庶務は、子ども家庭部<u>子ども家庭課</u>において処理する。</p> <p>第6条 省略</p>

第 29 号議案

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

平成 26 年 5 月 8 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
足立区生涯学習センター条例施行規則（平成 12 年足立区教育委員会
規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第 1 項中「第 9 条」を
「第 9 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 条例第 9 条第 2 項に規定する駐車場の使用料は、別表第 2 に定める
額とする。

第 8 条の 2 第 1 項中「この限りではない」を「この限りでない」に改
め、同条第 2 項中「または」を「又は」に、「別表第 2」を「別表第
3」に改める。

第 9 条第 1 項中「別表第 3」を「別表第 4」に改める。

別表第 1 中「別表第 1」を「別表第 1（第 8 条関係）」に改め、別表
第 3 中「別表第 3」を「別表第 3（第 9 条関係）」に改め、同表を別表
第 4 とし、別表第 2 中「別表第 2」を「別表第 2（第 8 条の 2 関係）」
に改め、同表を別表第 3 とし、同表の前に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 8 条関係）

駐車場使用料

単位	使用料
30 分につき	100 円

付 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

(提案理由)

生涯学習センターの使用料を改定する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 2 9 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 5 月 8 日

件 名	足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課
内 容	<p>足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する。</p> <p>1 改正の理由 駐車場使用料については、足立区生涯学習センター条例第 9 条第 2 項で定めていたが、今回、条例第 9 条第 2 項を「別表第 2 に定める額を限度として教育委員会規則で定める使用料」に改めた。 このため、足立区生涯学習センター条例施行規則に駐車場使用料に関する規定を加える。</p> <p>2 改正内容 (1) 第 8 条に、第 2 項として「条例第 9 条第 2 項に規定する駐車場の使用料は、別表第 2 に定める額とする」を加える。 (2) 使用料は 3 0 分につき 1 0 0 円とする。</p> <p>3 施行年月日 平成 2 6 年 1 0 月 1 日</p>
今後の方針	使用料の改定について、窓口掲示、ホームページなどで利用者への周知を行う。

第 3 0 号議案

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 5 月 8 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
足立区地域学習センター条例施行規則（平成 1 3 年足立区教育委員会
規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 条例第 9 条第 2 項に規定する駐車場の使用料は、別表第 2 に定める
額とする。

第 6 条第 2 項中「別表第 2」を「別表第 3」に改める。

別表第 1 の 1 施設使用料の部を次のように改める。

1 施設使用料

名称	施設名	午前	午後	夜間	
竹の塚 地域学 習セン ター	第 1 学習室	1,100	1,400	1,700	
	第 2 学習室	1,100	1,400	1,700	
	教養室	1,100	1,400	1,700	
	ホール (平日)	5,100	10,100	15,200	
	ホール (土曜・ 日曜・休 日)				
		午前	午後 1	午後 2	夜間
	レクリエーション ホール	2,400	3,000	3,000	3,600
中央本 町地域 学習セ		午前	午後	夜間	
	第 1 学習室	1,600	2,000	2,500	
	第 2 学習室	1,100	1,400	1,700	

ンター	教養室	1,100	1,400	1,700	
	工作室	1,100	1,400	1,700	
	音楽室	1,100	1,400	1,700	
		午前	午後1	午後2	夜間
	レクリエーション ホール	2,400	3,000	3,000	3,600
東和地 域学習 センター		午前	午後	夜間	
	第1学習室	1,600	2,000	2,500	
	第2学習室	1,600	2,000	2,500	
	第3学習室	1,600	2,000	2,500	
	第4学習室	1,600	2,000	2,500	
	教養室	1,100	1,400	1,700	
	料理室	2,500	3,000	3,700	
佐野地 域学習 センター		午前	午後	夜間	
	第1学習室	1,100	1,400	1,700	
	第2学習室	1,100	1,400	1,700	
	教養室	1,100	1,400	1,700	
		午前	午後1	午後2	夜間
	レクリエーション ホール	2,100	2,700	2,700	3,100
舎人地 域学習 センター		午前	午後	夜間	
	第1学習室	1,600	2,000	2,500	
	第2学習室	1,600	2,000	2,500	
	教養室	1,600	2,000	2,500	
		午前	午後1	午後2	夜間
	レクリエーション ホール	2,400	3,000	3,000	3,600
保塚地 域学習 センター		午前	午後	夜間	
	第1学習室	1,600	2,000	2,500	
	第2学習室	1,600	2,000	2,500	
	教養室	1,100	1,400	1,700	
		午前	午後1	午後2	夜間
	レクリエーション ホール	2,100	2,700	2,700	3,100
江北地 域学習		午前	午後	夜間	
	第1学習室	1,600	2,000	2,500	

センター	第2学習室	1,100	1,400	1,700	
	教養室	1,600	2,000	2,500	
		午前	午後1	午後2	夜間
	レクリエーションホール	2,100	2,700	2,700	3,100
新田地域学習センター		午前	午後	夜間	
	第1学習室	2,100	2,700	3,300	
	第2学習室	2,100	2,700	3,300	
	第3学習室	1,600	2,000	2,500	
	教養室	1,600	2,000	2,500	
	料理室	2,500	3,000	3,700	
		午前	午後1	午後2	夜間
レクリエーションホール	2,400	3,000	3,000	3,600	
興本地域学習センター		午前	午後	夜間	
	第1学習室	1,600	2,000	2,500	
	第2学習室	1,100	1,400	1,700	
	教養室	1,600	2,000	2,500	
		午前	午後1	午後2	夜間
	レクリエーションホール	2,100	2,700	2,700	3,100
伊興地域学習センター		午前	午後	夜間	
	第1学習室	1,100	1,400	1,700	
	第2学習室	1,100	1,400	1,700	
	教養室	1,100	1,400	1,700	
		午前	午後1	午後2	夜間
	レクリエーションホール	2,700	3,500	3,500	4,100
鹿浜地域学習センター		午前	午後	夜間	
	第1学習室	1,100	1,400	1,700	
	第2学習室	1,100	1,400	1,700	
	教養室	1,100	1,400	1,700	
		午前	午後1	午後2	夜間
	レクリエーションホール	2,100	2,700	2,700	3,100

梅田地 域学習 センタ ー			午前	午後	夜間
	第1学習室		2,100	2,700	3,300
	第2学習室		1,600	2,000	2,500
	第3学習室		1,100	1,400	1,700
	第4学習室		1,100	1,400	1,700
	教養室		1,600	2,000	2,500
	工作室		2,100	2,700	3,300
	ホール (平日)	舞台付	4,500	6,100	9,100
	ホール (土 曜・日 曜・休 日)		6,700	9,100	12,100
	ホール	レク用	3,700	5,300	6,400
会議室		1,100	1,400	1,700	
料理室		3,600	4,500	5,500	
花畑地 域学習 センタ ー			午前	午後	夜間
	第1学習室		1,600	2,000	2,500
	第2学習室		1,600	2,000	2,500
	第3学習室		1,100	1,400	1,700
	教養室		1,100	1,400	1,700
	工作室		1,600	2,000	2,500
	料理室		2,500	3,000	3,700
			午前	午後1	午後2
レクリエーション ホール		2,100	2,700	2,700	3,100

備考 梅田地域学習センターの第3学習室及び第4学習室を同一使用区
分に同時に使用する場合には、第2学習室の使用料を適用する。

別表第1の2付帯設備の部電気炉の項を次のように改める。

電気炉	素焼き	梅田・花畑	1基1回 ※備考1 参照	2,500円
		中央本町		2,000円
	本焼き（酸化 焼成）	梅田・花畑		5,000円
		中央本町		4,000円

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第 2（第 5 条関係）

駐車場使用料

単位	使用料
30 分につき	100 円

付 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

足立区地域学習センターの使用料を改定する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 3 0 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 5 月 8 日

件 名	足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課
内 容	<p>足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する。</p> <p>1 改正の理由</p> <p>(1) 平成 2 5 年度に庁内に設置した「施設使用料見直し検討委員会」において、受益者負担、区民負担の公平性の観点から施設使用料の見直しを実施した。改定にあたっては、施設管理に係る維持管理費、減価償却費、大規模改修費、人件費等の原価計算を行い、算出額に利用者負担割合および急激な負担の変化を勘案し改定額を算定した。</p> <p>なお、付帯設備使用料についても必要な整理を行った。</p> <p>(2) 駐車場使用料については、足立区地域学習センター条例第 9 条第 2 項で定めていたが、今回、条例第 9 条第 2 項を「別表第 2 に定める額を限度として教育委員会規則で定める使用料」に改めた。</p> <p>このため、足立区地域学習センター条例施行規則に駐車場使用料に関する規定を加える。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 施設使用料 新旧対照表の別表第 1 のとおり。</p> <p>(2) 付帯設備使用料 「電気炉 本焼き（還元焼成）」の項を削除する。</p> <p>(3) 駐車場使用料 第 5 条に、第 2 項として「条例第 9 条第 2 項に規定する駐車場の使用料は、別表第 2 に定める額とする」を加える。 使用料は 3 0 分につき 1 0 0 円とする。</p> <p>3 施行年月日 平成 2 6 年 1 0 月 1 日</p>
今後の方針	使用料の改定について、窓口掲示、ホームページなどで利用者への周知を行う。

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前						改正後								
<p>(使用料)</p> <p>第5条 条例第9条第1項に規定する各施設及び付帯設備の使用料は、別表第1に定める額とする。</p> <p>(使用料の減額免除の申請)</p> <p>第6条 条例第9条第3項の規定による使用料の減額又は免除の取扱いを受けようとする者は、第2条の申請の際、使用料減額免除申請書(様式第3号)を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による使用料の減額又は免除は、教育委員会が特に必要と認める場合のほか、別表第2に定めるところによる。</p>						<p>(使用料)</p> <p>第5条 条例第9条第1項に規定する各施設及び付帯設備の使用料は、別表第1に定める額とする。</p> <p><u>2 条例第9条第2項に規定する駐車場の使用料は、別表第2に定める額とする。</u></p> <p>(使用料の減額免除の申請)</p> <p>第6条 条例第9条第3項の規定による使用料の減額又は免除の取扱いを受けようとする者は、第2条の申請の際、使用料減額免除申請書(様式第3号)を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による使用料の減額又は免除は、教育委員会が特に必要と認める場合のほか、<u>別表第3</u>に定めるところによる。</p>								
別表第1 (第5条関係)						別表第1 (第5条関係)								
1 施設使用料						1 施設使用料								
竹の塚地域学習センター	名称	施設名	午前	午後	夜間	全日	名称	施設名	午前	午後	夜間	削除		
		第1学習室	1,200	1,500	1,800	4,000		第1学習室	1,100	1,400	1,700	削除		
		第2学習室	1,200	1,500	1,800	4,000		第2学習室	1,100	1,400	1,700	削除		
		教養室	1,200	1,500	1,800	4,000		教養室	1,100	1,400	1,700	削除		
		ホール (平日)付	5,600	11,200	16,800	30,300		ホール (平日)付	5,100	10,100	15,200	削除		
		ホール (土曜・日曜・休日)	7,600	14,400	21,800	39,300		ホール (土曜・日曜・休日)	6,900	13,000	19,700	削除		
			午前	午後1	午後2	夜間	全日		午前	午後1	午後2	夜間	削除	
		レクリエーションホール	2,600	3,300	3,300	3,900	1万 2,000		レクリエーションホール	2,400	3,000	3,000	3,600	削除

中央 本町 地域 学習 センター		午前	午後	夜間	全日	
	第1学習室	1,700	2,200	2,700	6,000	
	第2学習室	1,200	1,500	1,800	4,000	
	教養室	1,200	1,500	1,800	4,000	
	工作室	1,200	1,500	1,800	4,000	
	音楽室	1,200	1,500	1,800	4,000	
		午前	午後1	午後2	夜間	全日
レクリエーションホール	2,600	3,300	3,300	3,900	1万 2,000	
東和 地域 学習 センター		午前	午後	夜間	全日	
	第1学習室	1,700	2,200	2,700	6,000	
	第2学習室	1,700	2,200	2,700	6,000	
	第3学習室	1,700	2,200	2,700	6,000	
	第4学習室	1,700	2,200	2,700	6,000	
	教養室	1,200	1,500	1,800	4,000	
	料理室	2,700	3,300	4,100	9,100	
佐野 地域 学習 センター		午前	午後	夜間	全日	
	第1学習室	1,200	1,500	1,800	4,000	
	第2学習室	1,200	1,500	1,800	4,000	
	教養室	1,200	1,500	1,800	4,000	
		午前	午後1	午後2	夜間	全日
	レクリエーションホール	2,300	2,900	2,900	3,400	1万3000
舎人 地域 学習 センター		午前	午後	夜間	全日	
	第1学習室	1,700	2,200	2,700	6,000	
	第2学習室	1,700	2,200	2,700	6,000	
	教養室	1,700	2,200	2,700	6,000	
		午前	午後1	午後2	夜間	全日

中央 本町 地域 学習 センター		午前	午後	夜間	削除	
	第1学習室	1,600	2,000	2,500	削除	
	第2学習室	1,100	1,400	1,700	削除	
	教養室	1,100	1,400	1,700	削除	
	工作室	1,100	1,400	1,700	削除	
	音楽室	1,100	1,400	1,700	削除	
		午前	午後1	午後2	夜間	削除
レクリエーションホール	2,400	3,000	3,000	3,600	削除	
東和 地域 学習 センター		午前	午後	夜間	削除	
	第1学習室	1,600	2,000	2,500	削除	
	第2学習室	1,600	2,000	2,500	削除	
	第3学習室	1,600	2,000	2,500	削除	
	第4学習室	1,600	2,000	2,500	削除	
	教養室	1,100	1,400	1,700	削除	
	料理室	2,500	3,000	3,700	削除	
佐野 地域 学習 センター		午前	午後	夜間	削除	
	第1学習室	1,100	1,400	1,700	削除	
	第2学習室	1,100	1,400	1,700	削除	
	教養室	1,100	1,400	1,700	削除	
		午前	午後1	午後2	夜間	削除
	レクリエーションホール	2,100	2,700	2,700	3,100	削除
舎人 地域 学習 センター		午前	午後	夜間	削除	
	第1学習室	1,600	2,000	2,500	削除	
	第2学習室	1,600	2,000	2,500	削除	
	教養室	1,600	2,000	2,500	削除	
		午前	午後1	午後2	夜間	削除

	レクリエーションホール	2,600	3,300	3,300	3,900	1万 2,000
保塚 地域 学習 セン ター		午前	午後	夜間	全日	
	第1学習室	1,700	2,200	2,700	6,000	
	第2学習室	1,700	2,200	2,700	6,000	
	教養室	1,200	1,500	1,800	4,000	
		午前	午後1	午後2	夜間	全日
	レクリエーションホール	2,300	2,900	2,900	3,400	1万3000
江北 地域 学習 セン ター		午前	午後	夜間	全日	
	第1学習室	1,700	2,200	2,700	6,000	
	第2学習室	1,200	1,500	1,800	4,000	
	教養室	1,700	2,200	2,700	6,000	
		午前	午後1	午後2	夜間	全日
	レクリエーションホール	2,300	2,900	2,900	3,400	1万3000
新田 地域 学習 セン ター		午前	午後	夜間	全日	
	第1学習室	2,300	2,900	3,600	8,000	
	第2学習室	2,300	2,900	3,600	8,000	
	第3学習室	1,700	2,200	2,700	6,000	
	教養室	1,700	2,200	2,700	6,000	
	料理室	2,700	3,300	4,100	9,100	
		午前	午後1	午後2	夜間	全日
	レクリエーションホール	2,600	3,300	3,300	3,900	1万 2,000
興本 地域		午前	午後	夜間	全日	
	第1学習室	1,700	2,200	2,700	6,000	

	レクリエーションホール	2,400	3,000	3,000	3,600	削除
保塚 地域 学習 セン ター		午前	午後	夜間	削除	
	第1学習室	1,600	2,000	2,500	削除	
	第2学習室	1,600	2,000	2,500	削除	
	教養室	1,100	1,400	1,700	削除	
		午前	午後1	午後2	夜間	削除
	レクリエーションホール	2,100	2,700	2,700	3,100	削除
江北 地域 学習 セン ター		午前	午後	夜間	削除	
	第1学習室	1,600	2,000	2,500	削除	
	第2学習室	1,100	1,400	1,700	削除	
	教養室	1,600	2,000	2,500	削除	
		午前	午後1	午後2	夜間	削除
	レクリエーションホール	2,100	2,700	2,700	3,100	削除
新田 地域 学習 セン ター		午前	午後	夜間	削除	
	第1学習室	2,100	2,700	3,300	削除	
	第2学習室	2,100	2,700	3,300	削除	
	第3学習室	1,600	2,000	2,500	削除	
	教養室	1,600	2,000	2,500	削除	
	料理室	2,500	3,000	3,700	削除	
		午前	午後1	午後2	夜間	削除
	レクリエーションホール	2,400	3,000	3,000	3,600	削除
興本 地域		午前	午後	夜間	削除	
	第1学習室	1,600	2,000	2,500	削除	

学習センター	第2学習室	1,200		1,500		1,800		4,000	
	教養室	1,700		2,200		2,700		6,000	
		午前	午後1	午後2	夜間	全日			
	レクリエーションホール	2,300	2,900	2,900	3,400	1万3000			
伊興地域学習センター		午前		午後		夜間		全日	
	第1学習室	1,200		1,500		1,800		4,000	
	第2学習室	1,200		1,500		1,800		4,000	
	教養室	1,200		1,500		1,800		4,000	
		午前	午後1	午後2	夜間	全日			
	レクリエーションホール	3,000	3,800	3,800	4,500	1万3,700			
鹿浜地域学習センター		午前		午後		夜間		全日	
	第1学習室	1,200		1,500		1,800		4,000	
	第2学習室	1,200		1,500		1,800		4,000	
	教養室	1,200		1,500		1,800		4,000	
		午前	午後1	午後2	夜間	全日			
	レクリエーションホール	2,300	2,900	2,900	3,400	1万3000			
梅田地域学習センター		午前		午後		夜間		全日	
	第1学習室	2,300		2,900		3,600		8,000	
	第2学習室	1,700		2,200		2,700		6,000	
	第3学習室	1,200		1,500		1,800		4,000	
	第4学習室	1,200		1,500		1,800		4,000	
	教養室	1,700		2,200		2,700		6,000	
	工作室	2,300		2,900		3,600		8,000	
	ホール	舞台付	5,000		6,700		10,100		19,600
	(平日)								

学習センター	第2学習室	1,100		1,400		1,700		削除	
	教養室	1,600		2,000		2,500		削除	
		午前	午後1	午後2	夜間	削除			
	レクリエーションホール	2,100	2,700	2,700	3,100	削除			
伊興地域学習センター		午前		午後		夜間		削除	
	第1学習室	1,100		1,400		1,700		削除	
	第2学習室	1,100		1,400		1,700		削除	
	教養室	1,100		1,400		1,700		削除	
		午前	午後1	午後2	夜間	削除			
	レクリエーションホール	2,700	3,500	3,500	4,100	削除			
鹿浜地域学習センター		午前		午後		夜間		削除	
	第1学習室	1,100		1,400		1,700		削除	
	第2学習室	1,100		1,400		1,700		削除	
	教養室	1,100		1,400		1,700		削除	
		午前	午後1	午後2	夜間	削除			
	レクリエーションホール	2,100	2,700	2,700	3,100	削除			
梅田地域学習センター		午前		午後		夜間		削除	
	第1学習室	2,100		2,700		3,300		削除	
	第2学習室	1,600		2,000		2,500		削除	
	第3学習室	1,100		1,400		1,700		削除	
	第4学習室	1,100		1,400		1,700		削除	
	教養室	1,600		2,000		2,500		削除	
	工作室	2,100		2,700		3,300		削除	
	ホール	舞台付	4,500		6,100		9,100		削除
	(平日)								

	ホール (土曜・日曜・休日)		7,400	10,100	13,400	27,500	
	ホール	レク用	4,000	5,000	6,100	13,700	
	会議室		1,200	1,500	1,800	4,000	
	料理室		4,000	5,000	6,100	13,700	
花畑 地域 学習 セン ター			午前	午後	夜間	全日	
	第1学習室		1,700	2,200	2,700	6,000	
	第2学習室		1,700	2,200	2,700	6,000	
	第3学習室		1,200	1,500	1,800	4,000	
	教養室		1,200	1,500	1,800	4,000	
	工作室		1,700	2,200	2,700	6,000	
	料理室		2,700	3,300	4,100	9,100	
			午前	午後1	午後2	夜間	全日
	レクリエーションホール		2,300	2,900	2,900	3,400	1万300

備考 梅田地域学習センターの第3学習室及び第4学習室を同一使用区分に同時に使用する場合には、第2学習室の使用料を適用する。

2 付帯設備

種別	使用単位	金額
16ミリ映写機	5巻以内 1回	1,200円
	5巻を超える1巻につき	100円
ピアノ	1台1回	2,500円
スポットライト	1基1回 ※備考3参照	600円

	ホール (土曜・日曜・休日)		6,700	9,100	12,100	削除	
	ホール	レク用	3,700	5,300	6,400	削除	
	会議室		1,100	1,400	1,700	削除	
	料理室		3,600	4,500	5,500	削除	
花畑 地域 学習 セン ター			午前	午後	夜間	削除	
	第1学習室		1,600	2,000	2,500	削除	
	第2学習室		1,600	2,000	2,500	削除	
	第3学習室		1,100	1,400	1,700	削除	
	教養室		1,100	1,400	1,700	削除	
	工作室		1,600	2,000	2,500	削除	
	料理室		2,500	3,000	3,700	削除	
			午前	午後1	午後2	夜間	削除
	レクリエーションホール		2,100	2,700	2,700	3,100	削除

備考 梅田地域学習センターの第3学習室及び第4学習室を同一使用区分に同時に使用する場合には、第2学習室の使用料を適用する。

2 付帯設備

種別	使用単位	金額
16ミリ映写機	5巻以内 1回	1,200円
	5巻を超える1巻につき	100円
ピアノ	1台1回	2,500円
スポットライト	1基1回 ※備考3参照	600円

ミラーボール	1式1回	600円	
毛せん	1式1回	1,000円	
びょうぶ	1双1回	1,000円	
松羽目	1式1回	1,000円	
所作台	1式1回	1,000円	
ピンスポットライト（絵夢ライトを含む）1KW以上	1基1回	600円	
ピンスポットライト（絵夢ライトを含む）1KW未満	1基1回	300円	
平台（箱馬含む）	1台1回	150円	
電気素焼き 炉	梅田・花畑 中央本町	1基1回 ※備考1 参照	2,500円
			2,000円
	梅田・花畑 中央本町	5,000円	
		4,000円	
	還元焼成	6,000円	
上敷ゴザ	1枚1回	100円	
バレエ用シート	1式1回	1,000円	
持ち込み器具	1KW1回	100円	

備考

- 1 使用単位の1回とは、条例別表に規定する午前、午後、又は夜間の1をいう。ただし、電気炉については、焼成に要する時間をもって1回とする。
- 2 全日使用する場合は、1回の使用料の3倍の額とする。
- 3 スポットライトの使用数は使用器具の合算電力数で算出することとし、1KWにつき使用単位1基と換算する。対象の器具には、サスペンションスポットライト、アッパーホリゾンライト、ロアホリゾンライト、フロントサイドスポットライト、シーリングスポットライトを含む。

ミラーボール	1式1回	600円	
毛せん	1式1回	1,000円	
びょうぶ	1双1回	1,000円	
松羽目	1式1回	1,000円	
所作台	1式1回	1,000円	
ピンスポットライト（絵夢ライトを含む）1KW以上	1基1回	600円	
ピンスポットライト（絵夢ライトを含む）1KW未満	1基1回	300円	
平台（箱馬含む）	1台1回	150円	
電気素焼き 炉	梅田・花畑 中央本町	1基1回 ※備考1 参照	2,500円
			2,000円
	梅田・花畑 中央本町	5,000円	
		4,000円	
	削除	削除	
上敷ゴザ	1枚1回	100円	
バレエ用シート	1式1回	1,000円	
持ち込み器具	1KW1回	100円	

備考

- 1 使用単位の1回とは、条例別表に規定する午前、午後、又は夜間の1をいう。ただし、電気炉については、焼成に要する時間をもって1回とする。
- 2 全日使用する場合は、1回の使用料の3倍の額とする。
- 3 スポットライトの使用数は使用器具の合算電力数で算出することとし、1KWにつき使用単位1基と換算する。対象の器具には、サスペンションスポットライト、アッパーホリゾンライト、ロアホリゾンライト、フロントサイドスポットライト、シーリングスポットライトを含む。

別表第2（第5条関係）

駐車場使用料

単位	使用料
30分につき	100円

別表第2（第6条関係）

別表第3（第6条関係）

付 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後						
<p>(付帯設備使用料)</p> <p>第8条 条例第9条に規定する付帯設備の使用料は、別表第1に定める額とする。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 条例第9条第1項に規定する付帯設備の使用料は、別表第1に定める額とする。</p> <p>2 条例第9条第2項に規定する駐車場の使用料は、別表第2に定める額とする。</p>						
<p>(使用料減額免除の申請)</p> <p>第8条の2 条例第9条ただし書の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第2条の申請の際、使用料減額免除申請書(様式第3号)を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りではない。</p> <p>2 前項の規定により使用料の減額または免除は、教育委員会が特に必要と認める場合のほか、別表第2に定めるところによる。</p>	<p>(使用料減額免除の申請)</p> <p>第8条の2 条例第9条ただし書の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第2条の申請の際、使用料減額免除申請書(様式第3号)を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により使用料の減額又は免除は、教育委員会が特に必要と認める場合のほか、別表第3に定めるところによる。</p>						
<p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付は、別表第3に定めるところによる。</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付金領収書(様式第5号)及び使用承認書(様式第2号)を添え、使用料還付請求書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付は、別表第4に定めるところによる。</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付金領収書(様式第5号)及び使用承認書(様式第2号)を添え、使用料還付請求書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。</p>						
<p>別表第1</p>	<p>別表第1 (第8条関係)</p> <p>別表第2 (第8条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1173 1129 2069 1264"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 1129 1760 1168">駐車場使用料</th> <th data-bbox="1760 1129 2069 1168"></th> </tr> <tr> <th data-bbox="1173 1168 1760 1216">単位</th> <th data-bbox="1760 1168 2069 1216">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 1216 1760 1264">30分につき</td> <td data-bbox="1760 1216 2069 1264">100円</td> </tr> </tbody> </table>	駐車場使用料		単位	使用料	30分につき	100円
駐車場使用料							
単位	使用料						
30分につき	100円						
<p>別表第2</p>	<p>別表第3 (第8条の2関係)</p>						
<p>別表第3</p>	<p>別表第4 (第9条関係)</p>						
	<p>付 則</p> <p>この規則は、平成26年10月1日から施行する。</p>						

第 3 1 号議案

認可外保育施設の入所に関する異議申立てに対する諮問の進達について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 5 月 8 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

認可外保育施設の入所に関する異議申立てに対する諮問

認可外保育施設の入所に関し、次のとおり行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定に基づく異議申立てがあったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 4 第 4 項の規定により議会に諮問する。

記

1 異議申立人の数及び異議申立ての件数

異議申立人 1 人

異議申立件数 1 件

2 異議申立人及び申立ての年月日

	異議申立人	申立年月日
1	足立区青井在住者	平成 2 6 年 2 月 1 3 日

3 異議申立ての趣旨

足立区教育委員会が平成 2 6 年 2 月 4 日付で異議申立人に対して行った認可外保育施設入所不承諾処分の取消しを求める。

4 異議申立ての理由

別紙異議申立ての理由に記載のとおり

（提案理由）

地方自治法第 2 4 4 条の 4 第 4 項の規定により議会に諮問する必要があるため、この案を提出いたします。

異議申立ての理由

異議申立人は、以下の事実により、過員を理由とした入所不承諾決定を違法・不当なものと主張する。

- 1 入所不承諾となった児童は、保育に欠ける状態であるにもかかわらず、入所不承諾の決定をすることは、児童福祉法第24条第1項に規定する「保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込があったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」という目的に著しく反しているものである。
- 2 市町村は、児童福祉法第24条第1項但し書きに規定する「やむを得ない事由があるとき」は「家庭的保育事業による保育を行なうことその他の適切な保護をしなければならない」と規定されているが「やむを得ない事由」がないにもかかわらず入所不承諾としている。また、申込児童に対し、「適切な保護」すらしようとしておらず到底容認できない。
- 3 申込児童について、入所基準及び入所不承諾となった具体的理由が不明である。この点について、処分にかかる通知書には抽象的な理由の記載しかない。

第 3 1 号議案説明資料

平成 2 6 年 5 月 8 日

件 名	認可外保育施設の入所に関する異議申立てに対する諮問の進達について
所管部課名	子ども家庭部 子ども家庭課
内 容	<p>1 諮問事項 平成 2 6 年 2 月 4 日付で足立区教育委員会が行った認可外保育施設入所不承諾処分に対する異議申立て</p> <p>2 諮問理由 平成 2 6 年度の認可外保育施設への入所に係る決定に際し、定員を超えた入所申込みのあった施設については、保育の必要性等に基づく選考により、定員を超えた者に対し、入所不承諾処分を行った。 この不承諾処分を不服として、異議申立てがされたものであり、認可外保育施設は、地方自治法第 2 4 4 条に基づいて設置された公の施設であるため、同法第 2 4 4 条の 4 第 4 項の規定に基づき議会に諮問するものである。</p> <p>3 異議申立人の数及び異議申立ての件数（平成 2 6 年 4 月 1 4 日現在） 異議申立人 1 人 異議申立件数 1 件 （参考）平成 2 6 年 2 月 4 日付認可外保育施設入所不承諾処分件数 1 1 件</p>
今後の方針	異議申立てに対する答申結果を反映させた教育委員会の決定を行い、速やかに申立人へ通知する。

教 育 委 員 会 報 告

平成26年5月8日

件 名	(旧)千寿第五小学校と(旧)五反野小学校の統合に関連した新たな訴訟について 慰謝料請求の経過報告について
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内 容	<p>(旧)千寿第五小学校と(旧)五反野小学校の統合に関しては、「小学校統廃合計画決定無効確認等請求事件」が平成24年10月24日付けで提訴され、現在係争中であるが、新たな訴訟が平成26年1月10日付けで提起されたので報告する。</p> <p>1 原告 (旧)千寿第五小学校放課後子ども教室のスタッフであった個人</p> <p>2 被告 足立区</p> <p>3 内容 慰謝料10万円を請求する</p> <p>4 請求の要旨 原告は(旧)千寿第五小学校放課後子ども教室のスタッフであったが、千寿第五小学校プール解体工事等の差し止めを求める仮処分の債権者の1人であったことを理由として、足立小学校放課後子ども教室のスタッフとして継続して採用してもらえなかった。 こういった行政の不法行為に基づく損害賠償として10万円の慰謝料の支払いを求める。</p> <p>5 経過 第1回口頭弁論 平成26年2月28日(金) 第2回口頭弁論 平成26年4月18日(金) 第3回口頭弁論 平成26年5月26日(月) 予定</p>
今後の方針	東京地方裁判所の指示に従い適宜対応していく。

教 育 委 員 会 報 告

平成26年5月8日

件 名	足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について						
所 管 部 課 名	学校教育部 学校適正配置担当課						
内 容	<p>1 上沼田小学校と鹿浜小学校の適正規模・適正配置実施計画について</p> <p>(1) 統合地域協議会の開催状況</p> <p>①開催日</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対象校</th> <th style="width: 25%;">第五回</th> <th style="width: 25%;">第六回 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上沼田小学校と鹿浜小学校</td> <td>4/15</td> <td>5/12</td> </tr> </tbody> </table> <p>②主な協議事項</p> <p>【第五回統合地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合校の新校舎の設計等について ・新しい校章・校歌の決定方法等について ・統合に向けた両校の交流事業等について <p>【第六回統合地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい校章・校歌の具体的な募集方法について <p>(2) 統合地域協議会ニュースの発行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合地域協議会での協議内容や教育委員会で決定したことなどを保護者や地域に周知するため、統合地域協議会ニュースを発行した。 (第4号を3月17日、第5号を5月1日に発行) <p>2 鹿浜中学校と第八中学校の適正規模・適正配置実施計画について</p> <p>(1) 統合地域協議会ニュースの発行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合地域協議会での協議内容や教育委員会で決定したことなどを保護者や地域に周知するため、統合地域協議会ニュースを発行した。 (第4号を3月17日に発行) 	対象校	第五回	第六回 (予定)	上沼田小学校と鹿浜小学校	4/15	5/12
対象校	第五回	第六回 (予定)					
上沼田小学校と鹿浜小学校	4/15	5/12					
今後の方針	<p>①統合小・中学校の校名決定を受け、新しい校章・校歌の製作に向け、協議を進めていく。</p> <p>②統合に向けた様々な課題については、統合地域協議会において、引き続き、具体的な検討を進めていく。</p>						

教 育 委 員 会 報 告

平成26年5月8日

件 名	足立区立小・中学校使用教科用図書採択要綱の制定及び平成27年度足立区立小学校使用教科用図書調査項目の決定について
所 管 部 課 名	学校教育部 教育指導室
内 容	<p>足立区立小・中学校使用教科用図書採択要綱の制定及び平成27年度足立区立小学校使用教科用図書調査項目の決定について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 制定要綱名</p> <p>(1) 足立区立小学校使用教科用図書採択要綱 (別紙1) 新旧対照表 (別紙1-1)</p> <p>(2) 足立区立中学校使用教科用図書採択要綱 (別紙2) 新旧対照表 (別紙2-1)</p> <p>2 調査項目の決定</p> <p>足立区立小学校使用教科用図書採択要綱第2条2項及び、第15条に基づき、平成27年度足立区立小学校使用教科用図書調査項目 (別紙3) のとおり定めた。</p>
問 題 点 ・ 今 後 の 方 針	足立区立小学校使用教科用図書採択要綱に基づき、教科用図書選定委員会、教科用図書調査委員会、教科用図書研究会を設置し、調査・研究を進めていく。

足立区立小学校使用教科用図書採択要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。）の規定に基づき、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、足立区立小学校（以下「小学校」という。）の教科用図書の採択を公正かつ円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 教育委員会は、学習指導要領に示された各教科及び分野の目標等を最もよく踏まえている教科用図書を選定する観点から調査・研究を行い、その成果を踏まえて小学校の児童にとって適切な教科書を採択する。

2 教科用図書の調査・研究は、東京都教育委員会が作成した教科書調査研究資料等を参考に、次の事項を中心に行うものとし、調査項目は採択の都度、別途定める。

- (1) 内容
- (2) 構成及び分量
- (3) 表現
- (4) 学習活動
- (5) 本の造り
- (6) 当該教科用図書の長所及び特色

(採択の時期)

第3条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第13条の規定に基づき、当該教科用図書を使用する年度の前年度8月31日までに行う。

(会の設置及び所掌事項)

第4条 教育委員会が教科用図書の採択に必要な資料を得るために設置する会の名称及び所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）
 - ア 次号に定める調査委員会及び各学校に第2条に基づく調査・研究を依頼し、その報告を求めること。
 - イ 必要に応じて、各校の研究報告や図書展示期間における区民の感想を調査委員会に参考資料として提供すること。
 - ウ 小学校長に研究会の設置を依頼すること。
 - エ 調査委員会が作成した報告書に基づき、採択のための資料を作成し、教育委員会に提出すること。
- (2) 教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）
 - ア 選定委員会が示す調査項目に基づき、学習指導要領に示された目標に対応する内容等の専門的事項の調査を教科ごとに行うこと。
 - イ 次項に定める研究会の報告を踏まえた調査結果を報告書にまとめ、選定委員会に提出すること。
- (3) 教科用図書研究会（以下「研究会」という。）
 - ア 選定委員会が示す調査項目に基づき、教科ごとに研究し、その成果を調査委員会

に報告すること。

(選定委員会)

第5条 選定委員会は、区立小学校長3名、区立中学校長1名、保護者4名の委員で構成する。

- 2 選定委員は教育委員会が委嘱し、その任期は委嘱の日から当該年度の8月31日までとする。
- 3 教育委員会は、選定委員がその職務を行うに適當でないと認める場合には、当該委員を解任できる。
- 4 選定委員会に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 選定委員会には、選定委員長及び選定副委員長をそれぞれ1名置くこととし、教育長が指名する。
- 6 選定委員長は、選定委員会を統括する。
- 7 選定副委員長は、選定委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 8 選定委員会は、選定委員長が招集する。
- 9 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは選定委員長が決定する。

(調査委員会)

第6条 調査委員会は、学校長の推薦を受けた副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭で構成し、構成人数は6名以内とする。

- 2 調査委員は教育委員会が委嘱し、任期は委嘱の日から当該年度の8月31日までとする。
- 3 教育委員会は、調査委員がその職務を行うに適當でないと認める場合には、当該調査委員を解任できる。
- 4 調査委員会に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 調査委員会には、調査委員長及び調査副委員長をそれぞれ1名置く。
- 6 調査委員長は教育長が指名し、調査副委員長は調査委員長が調査委員の中から指名する。
- 7 調査委員長は、調査委員会を統括する。
- 8 調査副委員長は、調査委員長を補佐し、調査委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 9 調査委員会は、調査委員長が招集する。
- 10 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは調査委員長が決定する。

(教科用図書研究会)

第7条 研究会は、当該小学校の校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭をもって構成する。

- 2 研究会は、校長が統括し、副校長が補佐する。

(特別支援学級で使用する教科用図書の採択)

第8条 小学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書は、小学校の通常学級で使用する教科用図書とする。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に基づき小学校の通常学級で使用する教科用図書以外の教科用図書を使用する場合は、その都度学校教育法附則第9条図書委員会（以下「図書委員会」という。）を設置し、教育委員会が採択する。

(図書委員会)

第9条 図書委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 特別支援学級設置校校長が選定している教科用図書が、適正であるか審査すること。
- (2) 前号による審査は、東京都教育委員会から提供される調査研究資料に該当するものであることを基準として行うものとし、該当しない場合又は当該選定図書が適正でないと判断される場合、選定理由を当該校長に聴取すること。
- (3) 審査結果を教育長に報告すること。

2 図書委員会は、学校教育部教育指導室長、教育指導室担当指導主事、特別支援学級設置小学校長3名、特別支援学級設置中学校長2名で構成する。

3 前項の委員のうち、特別支援学級設置小学校長及び特別支援学級設置中学校長は、足立区特別支援学級設置校長会会長の推薦により決定するものとする。

4 委員の任期は、7月1日から翌年の3月31日までとする。

5 図書委員会には、図書委員長、図書副委員長をそれぞれ1名置く。

6 図書委員長は、学校教育部教育指導室長、図書副委員長は学校教育部教育指導室担当指導主事が務める。

7 図書副委員長は、図書委員長を補佐し、図書委員長に事故あるときはその職務を代理する。

8 図書委員会は、図書委員長が招集する。

(教科用図書の展示)

第10条 教育委員会は、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)に基づき、次の各号に定める教科用図書の展示会を実施する。

(1) 法定展示会 毎年度、東京都を通じて文部科学省から通知される概ね2週間

(2) 特別展示会 教科用図書採択の年度、文部科学省から通知される法定展示会に先立つ概ね10日間

(採択及び審議の公正確保)

第11条 採択の公正かつ適正を維持するため、採択に関する選定委員会、調査委員会、研究会、図書委員会は非公開とし、委員は職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(情報公開)

第12条 選定委員会、調査委員会、研究会、図書委員会の各委員名簿、報告書、選定委員会の会議録は、採択終了後足立区情報公開条例(平成12年足立区条例第91号)に基づき公開する。

(確認書の提出等)

第13条 選定委員会及び調査委員会の委員は、教科用図書に関して直接利害関係のない旨の確認書を教育委員会に提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、選定委員会及び調査委員会の委員になることができない。

(1) 教科用図書の発行者の役員、従業員及びその配偶者三親等内の親族

(2) 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるかを問わず、事実上、教科用図書発行者の運営に重要な影響力を有している者

(3) 教科用図書及び教師用指導書の著作者

(4) 前項の著作者が団体である場合は、その団体役員及びこれに準ずる者

(5) 教科用図書の供給事業を行う者及びその従業員

(所管)

第14条 教科用図書の採択に関する庶務は、教育指導室が所管する。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則（26足教学指発第183号平成26年4月21日教育長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という）が、区立小学校の教科書の採択を公正かつ円滑に行うため、必要な事項を定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。）の規定に基づき、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、<u>足立区立小学校</u>（以下「小学校」という。）の教科用図書の採択を公正かつ円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(採択の基本方針)</p> <p>第2条 教育委員会は、学習指導要領に示された各教科及び分野の目標等を最もよく踏まえている教科用図書を選定する等の観点から行う調査・研究成果を踏まえ、区立小学校の児童にとって適切な教科書を採択する。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 教育委員会は、学習指導要領に示された各教科及び分野の目標等を最もよく踏まえている教科用図書を選定する観点から調査・研究を行い、その成果を踏まえて<u>足立区立小学校の児童にとって適切な教科書を採択する。</u></p> <p>2 <u>教科用図書の調査・研究は、東京都教育委員会「教科書調査研究資料」等を参考に、次の事項を中心に行うこととし、調査項目は採択の都度、別途定める。</u></p> <p><u>(1) 内容</u></p> <p><u>(2) 構成・分量</u></p> <p><u>(3) 表現</u></p> <p><u>(4) 学習活動</u></p> <p><u>(5) 本の造り</u></p> <p><u>(6) 当該教科用図書の長所、特色</u></p>
<p>(採択の時期)</p> <p>第3条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条の定めにより、当該教科用図書を使用する年度の前年度8月31日までに行う。</p>	<p>(採択の時期)</p> <p>第3条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令<u>(昭和39年政令第14号)</u>第13条の規定に基づき、当該教科用図書を使用する年度の前年度8月31日までに行う。</p>
	<p><u>(会の設置及び所掌事項)</u></p> <p>第4条 教育委員会が教科用図書の採択に必要な資料を得るために設置する会の名称及び所掌事項は、次のとおりとする。</p>

改正前	改正後
	<p>(1) <u>教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）</u> <u>ア 第2条に基づき、次号に定める調査委員会及び各学校に調査・研究を依頼し、その報告を求めること。</u> <u>イ 必要に応じて、各校の研究報告や図書展示期間における区民の感想を調査委員会に参考資料として提供すること。</u> <u>ウ 小学校長に研究会の設置を依頼すること。</u> <u>エ 調査委員会が作成した報告書に基づき、採択のための資料を作成し、教育委員会に提出すること。</u></p> <p>(2) <u>教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）</u> <u>ア 選定委員会が示す調査項目に基づき、学習指導要領に示された目標に対応する内容等の専門的事項の調査を教科ごとに行うこと。</u> <u>イ 次項に定める研究会の報告を踏まえた調査結果を報告書にまとめ、選定委員会に提出すること。</u></p> <p>(3) <u>教科用図書研究会（以下「研究会」という。）</u> <u>選定委員会が示す調査項目に基づき、教科ごとに研究し、その成果を調査委員会に報告すること。</u></p>
<p>(教科用図書選定委員会) <u>第4条 教育委員会は、採択に必要な資料を得るため、教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置する。</u> <u>2 選定委員会は、教育委員会の委嘱する者で、区立小学校長3名、区立中学校長1名、保護者4名で構成する。</u> <u>3 選定委員の任期は、委嘱の日から当該年度の8月31日までとする。</u> <u>4 教育委員会は、選定委員がその職務を行うに適當でないと認める場合には、当該委員を解任できる。</u> <u>5 選定委員会に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>6 選定委員会には、選定委員長及び選定副委員長をそれぞれ1名置く。</u> <u>7 選定委員長及び選定副委員長は、教育長が指名する。</u> <u>8 選定委員長は、選定委員会を統括する。</u> <u>9 選定副委員長は、選定委員長を補佐し、委員長に事故があるときはそ</u></p>	<p>(選定委員会) 第4条第1項に移行</p> <p><u>第5条 選定委員会は、区立小学校長3名、区立中学校長1名、保護者4名の委員で構成する。</u> <u>2 選定委員は教育委員会が委嘱し、その任期は委嘱の日から当該年度の8月31日までとする。</u> <u>3 教育委員会は、選定委員がその職務を行うに適當でないと認める場合には、当該委員を解任できる。</u> <u>4 選定委員会に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>5 選定委員会には、選定委員長及び選定副委員長をそれぞれ1名置くこととし、教育長が指名する。</u> <u>6 選定委員長は、選定委員会を統括する。</u> <u>7 選定副委員長は、選定委員長を補佐し、委員長に事故があるときはそ</u></p>

改正前	改正後
<p>の職務を代理する。</p> <p><u>1 0</u> 選定委員会は、選定委員長が招集する。</p> <p><u>1 1</u> 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは選定委員長が決定する。</p> <p><u>1 2</u> 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じて教科用図書の調査基準を作成し、それをもって調査委員会及び各学校に調査・研究を依頼し、その報告を求める。</p> <p><u>1 3</u> 選定委員会は、必要に応じて、各校の研究報告や図書展示期間における区民の感想を調査委員会に参考資料として提供できる。</p> <p><u>1 4</u> 選定委員会は、調査委員会が作成した報告書に基づき、採択のための資料を作成し、教育委員会に答申する。</p>	<p>の職務を代理する。</p> <p><u>8</u> 選定委員会は、選定委員長が招集する。</p> <p><u>9</u> 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは選定委員長が決定する。</p> <p><u>第4条第1項第1号アに移行</u></p> <p><u>第4条第1項第1号イに移行</u></p> <p><u>第4条第1項第1号エに移行</u></p>
<p>(教科用図書調査委員会)</p> <p><u>第5条</u> 選定委員会に報告するために必要な教科用図書の専門的事項を調査する目的をもって、教育委員会は各教科ごとに教科用図書調査委員会(以下「調査委員会」という)を設ける。</p> <p><u>2</u> 調査委員会は、学校長の推薦を受け、<u>教育委員会が委嘱する副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭で構成し、人数は6名以内をもって構成する。</u></p> <p><u>3</u> 調査委員の任期は、委嘱の日から当該年度の8月31日とする。</p> <p><u>4</u> 教育委員会は、調査委員がその職務を行うに適當でないと認める場合には、当該調査委員を解任できる。</p> <p><u>5</u> 調査委員会に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>6</u> 調査委員会には、調査委員長及び調査副委員長をそれぞれ1名置く。</p> <p><u>7</u> 調査委員長は、<u>教育長が指名する。</u></p> <p><u>8</u> 調査副委員長は、<u>調査委員長が調査委員の中から指名する。</u></p> <p><u>9</u> 調査委員長は、<u>調査委員会を統括する。</u></p> <p><u>1 0</u> 調査副委員長は、<u>調査委員長を補佐し、調査委員長に事故があるときはその職務を代理する。</u></p> <p><u>1 1</u> 調査委員会は、<u>調査委員長が招集する。</u></p> <p><u>1 2</u> 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは調査委員長が決定する。</p>	<p>(調査委員会)</p> <p><u>第4条第1項に移行</u></p> <p><u>第6条</u> 調査委員会は、学校長の推薦を受けた副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭で構成し、構成人数は6名以内とする。</p> <p><u>2</u> 調査委員は<u>教育委員会が委嘱し、任期は委嘱の日から当該年度の8月31日までとする。</u></p> <p><u>3</u> 教育委員会は、調査委員がその職務を行うに適當でないと認める場合には、当該調査委員を解任できる。</p> <p><u>4</u> 調査委員会に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>5</u> 調査委員会には、調査委員長及び調査副委員長をそれぞれ1名置く。</p> <p><u>6</u> 調査委員長は<u>教育長が指名し、調査副委員長は調査委員長が調査委員の中から指名する。</u></p> <p><u>7</u> 調査委員長は、<u>調査委員会を統括する。</u></p> <p><u>8</u> 調査副委員長は、<u>調査委員長を補佐し、調査委員長に事故があるときはその職務を代理する。</u></p> <p><u>9</u> 調査委員会は、<u>調査委員長が招集する。</u></p> <p><u>1 0</u> 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは調査委員長が決定する。</p>

改正前	改正後
<p><u>13 調査委員会は、学習指導要領に示された目標及びそれに対応する内容等を選定委員会が示す調査基準に基づき、教科ごとに調査を行う。調査した結果は、報告書にまとめ、選定委員会に提出する。</u></p>	<p><u>第4条第1項第2号に移行</u></p>
<p>(教科用図書研究会) <u>第6条 答申の作成に必要な資料を得るため、選定委員会は小学校長に教科用図書研究会（以下「研究会」という）を各校に設けるよう依頼する。</u> <u>2 研究会は、当該学校の校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭をもって構成する。</u> <u>3 研究会は、校長が統括し、副校長が補佐する。</u> <u>4 研究会は、選定委員会が示した調査基準に基づき、教科ごとに研究し、その成果を選定委員会に報告する。</u></p>	<p>(教科用図書研究会) <u>第4条第1項第1号ウに移行</u> <u>第7条 研究会は、当該小学校の校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭をもって構成する。</u> <u>2 研究会は、校長が統括し、副校長が補佐する。</u> <u>第4条第1項第3号に移行</u></p>
<p>(特別支援学級で使用する教科用図書の採択) <u>第7条 区立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書は、区立学校の通常学級で使用する教科書とする。</u> <u>2 ただし、文部科学省著作教科書または学校教育法第107条に規定する教科書を使用する必要がある場合には、特別支援学級設置校の校長が東京都教育委員会から提供される調査研究資料を参考に選定し、教育委員会が採択する。</u></p>	<p>(特別支援学級で使用する教科用図書の採択) <u>第8条 小学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書は、小学校の通常学級で使用する教科用図書とする。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条に基づき小学校の通常学級で使用する教科用図書以外の教科用図書を使用する場合は、その都度学校教育法附則第9条図書委員会（以下「図書委員会」という。）を設置し、教育委員会が採択する。</u></p>
	<p>(図書委員会) <u>第9条 図書委員会は、次の事項を所掌する。</u> <u>(1) 特別支援学級設置校校長が選定している教科用図書が、適正であるか審査すること。</u> <u>(2) 前号による審査は、東京都教育委員会から提供される調査研究資料に該当するものであることを基準として行うものとし、該当しない場合又は当該選定図書が適正でないと判断される場合、選定理由を当該校長に聴取すること。</u> <u>(3) 審査結果を教育長に報告すること。</u> <u>2 図書委員会は、学校教育部教育指導室長、教育指導室担当指導主事、特別支援学級設置小学校長3名、特別支援学級設置中学校長2名で構成する。</u></p>

改正前	改正後
	<p>3 <u>前項の委員のうち、特別支援学級設置小学校長及び特別支援学級設置中学校長は、足立区特別支援学級設置校長会会長の推薦により決定するものとする。</u></p> <p>4 <u>委員の任期は、7月1日から翌年の3月31日までとする。</u></p> <p>5 <u>図書委員会には、図書委員長、図書副委員長をそれぞれ1名置く。</u></p> <p>6 <u>図書委員長は、学校教育部教育指導室長、図書副委員長は学校教育部教育指導室担当指導主事が務める。</u></p> <p>7 <u>図書副委員長は、図書委員長を補佐し、図書委員長に事故あるときはその職務を代理する。</u></p> <p>8 <u>図書委員会は、図書委員長が招集する。</u></p>
<p>(教科用図書の展示)</p> <p>第8条 <u>教育委員会は、広く区民に教科用図書の情報を提供するため、法定展示期間以外に特別展示期間を設定し、教科書センター以外のその他区有施設に展示することができる。</u></p> <p><u>なお、特別展示期間は別に定める。</u></p>	<p>(教科用図書の展示)</p> <p>第10条 <u>教育委員会は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）に基づき、次の各号に定める教科用図書の展示会を実施する。</u></p> <p><u>(1) 法定展示会 毎年度、東京都を通じて文部科学省から通知される概ね2週間</u></p> <p><u>(2) 特別展示会 教科用図書採択の年度、文部科学省から通知される法定展示会に先立つ概ね10日間</u></p>
<p>(採択及び審議の公正確保)</p> <p>第9条 <u>採択の公正かつ適正を維持するため、採択に関する選定委員会、調査委員会、研究会は非公開とし、委員は職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。</u></p> <p><u>なお、委員名簿、報告書、選定委員会の会議録は、採択終了後、足立区情報公開条例に基づき原則として公開する。</u></p>	<p>(採択及び審議の公正確保)</p> <p>第11条 <u>採択の公正かつ適正を維持するため、採択に関する選定委員会、調査委員会、研究会、図書委員会は非公開とし、委員は職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。</u></p> <p>第12条に移行</p>
	<p>(情報公開)</p> <p>第12条 <u>選定委員会、調査委員会、研究会、図書委員会の各委員名簿、報告書、選定委員会の会議録は、採択終了後足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号）に基づき公開する。</u></p>
<p>(確認書の提出等)</p>	<p>(確認書の提出等)</p>

改正前	改正後
<p><u>第10条</u> 選定委員会及び調査委員会の委員は、教科用図書に関して直接利害関係のない旨の確認書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 選定委員会及び調査委員会の委員には、次に該当する者はなることができない。</p> <p>(1) 教科用図書の発行者の役員、従業員並びにその配偶者または三親等内の親族</p> <p>(2) 顧問、参与、嘱託等のいかなる名称によるかを問わず、事実上、教科用図書発行者の運営に重要な影響力を有している者。</p> <p>(3) 教科用図書及び教師用指導書の著作者</p> <p>(4) 前項の著作者が団体である場合は、その団体役員及びこれに準ずる者</p> <p>(5) 教科用図書の供給事業を行う者及びその従業員</p>	<p><u>第13条</u> 選定委員会及び調査委員会の委員は、教科用図書に関して直接利害関係のない旨の確認書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、選定委員会及び調査委員会の委員になることができない。</p> <p>(1) 教科用図書の発行者の役員、従業員及びその配偶者三親等内の親族</p> <p>(2) 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるかを問わず、事実上、教科用図書発行者の運営に重要な影響力を有している者</p> <p>(3) 教科用図書及び教師用指導書の著作者</p> <p>(4) 前項の著作者が団体である場合は、その団体役員及びこれに準ずる者</p> <p>(5) 教科用図書の供給事業を行う者及びその従業員</p>
<p>(所 管)</p> <p><u>第11条</u> 教科用図書の採択に関する庶務は、教育指導室、<u>教育相談センターの所管とする。</u></p>	<p>(所管)</p> <p><u>第14条</u> 教科用図書の採択に関する庶務は、教育指導室が所管する。</p>
<p>(委 任)</p> <p><u>第12条</u> この要綱の施行に関し、必要事項は教育長が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第15条</u> この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>

足立区立中学校使用教科用図書採択要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。）の規定に基づき、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、足立区立中学校（以下「中学校」という。）の教科用図書の採択を公正かつ円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 教育委員会は、学習指導要領に示された各教科及び分野の目標等を最もよく踏まえている教科用図書を選定する観点から調査・研究を行い、その成果を踏まえて中学校の生徒にとって適切な教科書を採択する。

2 教科用図書の調査・研究は、東京都教育委員会が作成した教科書調査研究資料等を参考に、次の事項を中心に行うものとし、調査項目は採択の都度、別途定める。

- (1) 内容
- (2) 構成及び分量
- (3) 表現
- (4) 学習活動
- (5) 本の造り
- (6) 当該教科用図書の長所及び特色

(採択の時期)

第3条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第13条の規定に基づき、当該教科用図書を使用する年度の前年度8月31日までに進行。

(会の設置及び所掌事項)

第4条 教育委員会が教科用図書の採択に必要な資料を得るために設置する会の名称及び所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）

ア 次号に定める調査委員会及び各学校に第2条に基づく調査・研究を依頼し、その報告を求めること。

イ 必要に応じて、各校の研究報告や図書展示期間における区民の感想を調査委員会に参考資料として提供すること。

ウ 中学校長に研究会の設置を依頼すること。

エ 調査委員会が作成した報告書に基づき、採択のための資料を作成し、教育委員会に提出すること。

(2) 教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）

ア 選定委員会が示す調査項目に基づき、学習指導要領に示された目標に対応する内容等の専門的事項の調査を教科ごとに行うこと。

イ 次項に定める研究会の報告を踏まえた調査結果を報告書にまとめ、選定委員会に提出すること。

(3) 教科用図書研究会（以下「研究会」という。）

選定委員会が示す調査項目に基づき、教科ごとに研究し、その成果を調査委員会

に報告すること。

(選定委員会)

第5条 選定委員会は、区立中学校長3名、区立小学校長1名、保護者4名の委員で構成する。

- 2 選定委員は教育委員会が委嘱し、その任期は委嘱の日から当該年度の8月31日までとする。
- 3 教育委員会は、選定委員がその職務を行うに適當でないと認める場合には、当該委員を解任できる。
- 4 選定委員会に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 選定委員会には、選定委員長及び選定副委員長をそれぞれ1名置くこととし、教育長が指名する。
- 6 選定委員長は、選定委員会を統括する。
- 7 選定副委員長は、選定委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 8 選定委員会は、選定委員長が招集する。
- 9 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは選定委員長が決定する。

(調査委員会)

第6条 調査委員会は、学校長の推薦を受けた副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭で構成し、構成人数は6名以内とする。

- 2 調査委員は教育委員会が委嘱し、任期は委嘱の日から当該年度の8月31日までとする。
- 3 教育委員会は、調査委員がその職務を行うに適當でないと認める場合には、当該調査委員を解任できる。
- 4 調査委員会に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 調査委員会には、調査委員長及び調査副委員長をそれぞれ1名置く。
- 6 調査委員長は教育長が指名し、調査副委員長は調査委員長が調査委員の中から指名する。
- 7 調査委員長は、調査委員会を統括する。
- 8 調査副委員長は、調査委員長を補佐し、調査委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 9 調査委員会は、調査委員長が招集する。
- 10 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは調査委員長が決定する。

(教科用図書研究会)

第7条 研究会は、当該中学校の校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭をもって構成する。

- 2 研究会は、校長が統括し、副校長が補佐する。

(特別支援学級で使用する教科用図書の採択)

第8条 中学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書は、中学校の通常学級で使用する教科用図書とする。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に基づき中学校の通常学級で使用する教科用図書以外の教科用図書を使用する場合は、その都度学校教育法附則第9条図書委員会（以下「図書委員会」という。）を設置し、教育委員会が採択する。

(図書委員会)

第9条 図書委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 特別支援学級設置校校長が選定している教科用図書が、適正であるか審査すること。
 - (2) 前号による審査は、東京都教育委員会から提供される調査研究資料に該当するものであることを基準として行うものとし、該当しない場合又は当該選定図書が適正でないと判断される場合、選定理由を当該校長に聴取すること。
 - (3) 審査結果を教育長に報告すること。
- 2 図書委員会は、学校教育部教育指導室長、教育指導室担当指導主事、特別支援学級設置小学校長3名、特別支援学級設置中学校長2名で構成する。
 - 3 前項の委員のうち、特別支援学級設置小学校長及び特別支援学級設置中学校長は、足立区特別支援学級設置校長会会長の推薦により決定するものとする。
 - 4 委員の任期は、7月1日から翌年の3月31日までとする。
 - 5 図書委員会には、図書委員長、図書副委員長をそれぞれ1名置く。
 - 6 図書委員長は、学校教育部教育指導室長、図書副委員長は学校教育部教育指導室担当指導主事が務める。
 - 7 図書副委員長は、図書委員長を補佐し、図書委員長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 8 図書委員会は、図書委員長が招集する。

(教科用図書の展示)

第10条 教育委員会は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）に基づき、次の各号に定める教科用図書の展示会を実施する。

- (1) 法定展示会 毎年度、東京都を通じて文部科学省から通知される概ね2週間
- (2) 特別展示会 教科用図書採択の年度、文部科学省から通知される法定展示会に先立つ概ね10日間

(採択及び審議の公正確保)

第11条 採択の公正かつ適正を維持するため、採択に関する選定委員会、調査委員会、研究会、図書委員会は非公開とし、委員は職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(情報公開)

第12条 選定委員会、調査委員会、研究会、図書委員会の各委員名簿、報告書、選定委員会の会議録は、採択終了後足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号）に基づき公開する。

(確認書の提出等)

第13条 選定委員会及び調査委員会の委員は、教科用図書に関して直接利害関係のない旨の確認書を教育委員会に提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、選定委員会及び調査委員会の委員になることができない。

- (1) 教科用図書の発行者の役員、従業員及びその配偶者三親等内の親族
- (2) 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるかを問わず、事実上、教科用図書発行者の運営に重要な影響力を有している者
- (3) 教科用図書及び教師用指導書の著作者
- (4) 前項の著作者が団体である場合は、その団体役員及びこれに準ずる者
- (5) 教科用図書の供給事業を行う者及びその従業員

(所管)

第14条 教科用図書の採択に関する庶務は、教育指導室が所管する。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則 (26足教学指発第183号平成26年4月21日教育長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という）が、区立中学校の教科書の採択を公正かつ円滑に行うため、必要な事項を定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。）の規定に基づき、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、<u>足立区立中学校</u>（以下「中学校」という。）の教科用図書の採択を公正かつ円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(採択の基本方針)</p> <p>第2条 教育委員会は、学習指導要領に示された各教科及び分野の目標等を最もよく踏まえている教科用図書を選定する等の観点から行う調査・研究成果を踏まえ、区立中学校の生徒にとって適切な教科書を採択する。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 教育委員会は、学習指導要領に示された各教科及び分野の目標等を最もよく踏まえている教科用図書を選定する観点から調査・研究を行い、その成果を踏まえて<u>足立区立中学校の生徒にとって適切な教科書を採択する。</u></p> <p>2 <u>教科用図書の調査・研究は、東京都教育委員会「教科書調査研究資料」等を参考に、次の事項を中心に行うこととし、調査項目は採択の都度、別途定める。</u></p> <p><u>(1) 内容</u></p> <p><u>(2) 構成・分量</u></p> <p><u>(3) 表現</u></p> <p><u>(4) 学習活動</u></p> <p><u>(5) 本の造り</u></p> <p><u>(6) 当該教科用図書の長所、特色</u></p>
<p>(採択の時期)</p> <p>第3条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条の定めにより、当該教科用図書を使用する年度の前年度8月31日までに行う。</p>	<p>(採択の時期)</p> <p>第3条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令<u>(昭和39年政令第14号)</u>第13条の規定に基づき、当該教科用図書を使用する年度の前年度8月31日までに行う。</p>
	<p><u>(会の設置及び所掌事項)</u></p> <p>第4条 教育委員会が教科用図書の採択に必要な資料を得るために設置する会の名称及び所掌事項は、次のとおりとする。</p>

改正前	改正後
	<p>(1) <u>教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）</u></p> <p>ア <u>第2条に基づき、次号に定める調査委員会及び各学校に調査・研究を依頼し、その報告を求めること。</u></p> <p>イ <u>必要に応じて、各校の研究報告や図書展示期間における区民の感想を調査委員会に参考資料として提供すること。</u></p> <p>ウ <u>中学校長に研究会の設置を依頼すること。</u></p> <p>エ <u>調査委員会が作成した報告書に基づき、採択のための資料を作成し、教育委員会に提出すること。</u></p> <p>(2) <u>教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）</u></p> <p>ア <u>選定委員会が示す調査項目に基づき、学習指導要領に示された目標に対応する内容等の専門的事項の調査を教科ごとに行うこと。</u></p> <p>イ <u>次項に定める研究会の報告を踏まえた調査結果を報告書にまとめ、選定委員会に提出すること。</u></p> <p>(3) <u>教科用図書研究会（以下「研究会」という。）</u></p> <p><u>選定委員会が示す調査項目に基づき、教科ごとに研究し、その成果を調査委員会に報告すること。</u></p>
<p>(教科用図書選定委員会)</p> <p><u>第4条 教育委員会は、採択に必要な資料を得るため、教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置する。</u></p> <p><u>2 選定委員会は、教育委員会の委嘱する者で、区立中学校長3名、区立小学校長1名、保護者4名で構成する。</u></p> <p><u>3 選定委員の任期は、委嘱の日から当該年度の8月31日までとする。</u></p> <p><u>4 教育委員会は、選定委員がその職務を行うに適當でないと認める場合には、当該委員を解任できる。</u></p> <p><u>5 選定委員会に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>6 選定委員会には、選定委員長及び選定副委員長をそれぞれ1名置く。</u></p> <p><u>7 選定委員長及び選定副委員長は、教育長が指名する。</u></p> <p><u>8 選定委員長は、選定委員会を統括する。</u></p> <p><u>9 選定副委員長は、選定委員長を補佐し、委員長に事故があるときはそ</u></p>	<p>(選定委員会)</p> <p><u>第4条第1項に移行</u></p> <p><u>第5条 選定委員会は、区立中学校長3名、区立小学校長1名、保護者4名の委員で構成する。</u></p> <p><u>2 選定委員は教育委員会が委嘱し、その任期は委嘱の日から当該年度の8月31日までとする。</u></p> <p><u>3 教育委員会は、選定委員がその職務を行うに適當でないと認める場合には、当該委員を解任できる。</u></p> <p><u>4 選定委員会に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>5 選定委員会には、選定委員長及び選定副委員長をそれぞれ1名置くこととし、教育長が指名する。</u></p> <p><u>6 選定委員長は、選定委員会を統括する。</u></p> <p><u>7 選定副委員長は、選定委員長を補佐し、委員長に事故があるときはそ</u></p>

改正前	改正後
<p>の職務を代理する。</p> <p><u>1 0</u> 選定委員会は、選定委員長が招集する。</p> <p><u>1 1</u> 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは選定委員長が決定する。</p> <p><u>1 2</u> 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じて教科用図書の調査基準を作成し、それをもって調査委員会及び各学校に調査・研究を依頼し、その報告を求める。</p> <p><u>1 3</u> 選定委員会は、必要に応じて、各校の研究報告や図書展示期間における区民の感想を調査委員会に参考資料として提供できる。</p> <p><u>1 4</u> 選定委員会は、調査委員会が作成した報告書に基づき、採択のための資料を作成し、教育委員会に答申する。</p>	<p>の職務を代理する。</p> <p><u>8</u> 選定委員会は、選定委員長が招集する。</p> <p><u>9</u> 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは選定委員長が決定する。</p> <p><u>第4条第1項第1号アに移行</u></p> <p><u>第4条第1項第1号イに移行</u></p> <p><u>第4条第1項第1号エに移行</u></p>
<p>(教科用図書調査委員会)</p> <p><u>第5条</u> 選定委員会に報告するために必要な教科用図書の専門的事項を調査する目的をもって、教育委員会は各教科ごとに教科用図書調査委員会(以下「調査委員会」という)を設ける。</p> <p><u>2</u> 調査委員会は、学校長の推薦を受け、<u>教育委員会が委嘱する副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭で構成し、人数は6名以内をもって構成する。</u></p> <p><u>3</u> 調査委員の任期は、委嘱の日から当該年度の8月31日とする。</p> <p><u>4</u> 教育委員会は、調査委員がその職務を行うに適當でないと認める場合には、当該調査委員を解任できる。</p> <p><u>5</u> 調査委員会に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>6</u> 調査委員会には、調査委員長及び調査副委員長をそれぞれ1名置く。</p> <p><u>7</u> 調査委員長は、<u>教育長が指名する。</u></p> <p><u>8</u> 調査副委員長は、<u>調査委員長が調査委員の中から指名する。</u></p> <p><u>9</u> 調査委員長は、<u>調査委員会を統括する。</u></p> <p><u>1 0</u> 調査副委員長は、<u>調査委員長を補佐し、調査委員長に事故があるときはその職務を代理する。</u></p> <p><u>1 1</u> 調査委員会は、<u>調査委員長が招集する。</u></p> <p><u>1 2</u> 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは調査委員長が決定する。</p>	<p>(調査委員会)</p> <p><u>第4条第1項に移行</u></p> <p><u>第6条</u> 調査委員会は、学校長の推薦を受けた副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭で構成し、構成人数は6名以内とする。</p> <p><u>2</u> 調査委員は<u>教育委員会が委嘱し、任期は委嘱の日から当該年度の8月31日までとする。</u></p> <p><u>3</u> 教育委員会は、調査委員がその職務を行うに適當でないと認める場合には、当該調査委員を解任できる。</p> <p><u>4</u> 調査委員会に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>5</u> 調査委員会には、調査委員長及び調査副委員長をそれぞれ1名置く。</p> <p><u>6</u> 調査委員長は<u>教育長が指名し、調査副委員長は調査委員長が調査委員の中から指名する。</u></p> <p><u>7</u> 調査委員長は、<u>調査委員会を統括する。</u></p> <p><u>8</u> 調査副委員長は、<u>調査委員長を補佐し、調査委員長に事故があるときはその職務を代理する。</u></p> <p><u>9</u> 調査委員会は、<u>調査委員長が招集する。</u></p> <p><u>1 0</u> 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは調査委員長が決定する。</p>

改正前	改正後
<p><u>13 調査委員会は、学習指導要領に示された目標及びそれに対応する内容等を選定委員会が示す調査基準に基づき、教科ごとに調査を行う。調査した結果は、報告書にまとめ、選定委員会に提出する。</u></p>	<p><u>第4条第1項第2号に移行</u></p>
<p>(教科用図書研究会) <u>第6条 答申の作成に必要な資料を得るため、選定委員会は中学校長に教科用図書研究会（以下「研究会」という）を各校に設けるよう依頼する。</u> <u>2 研究会は、当該学校の校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭をもって構成する。</u> <u>3 研究会は、校長が統括し、副校長が補佐する。</u> <u>4 研究会は、選定委員会が示した調査基準に基づき、教科ごとに研究し、その成果を選定委員会に報告する。</u></p>	<p>(教科用図書研究会) <u>第4条第1項第1号ウに移行</u> <u>第7条 研究会は、当該中学校の校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭をもって構成する。</u> <u>2 研究会は、校長が統括し、副校長が補佐する。</u> <u>第4条第1項第3号に移行</u></p>
<p>(特別支援学級で使用する教科用図書の採択) <u>第7条 区立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書は、区立学校の通常学級で使用する教科書とする。</u> <u>2 ただし、文部科学省著作教科書または学校教育法第107条に規定する教科書を使用する必要がある場合には、特別支援学級設置校の校長が東京都教育委員会から提供される調査研究資料を参考に選定し、教育委員会が採択する。</u></p>	<p>(特別支援学級で使用する教科用図書の採択) <u>第8条 中学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書は、中学校の通常学級で使用する教科用図書とする。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条に基づき中学校の通常学級で使用する教科用図書以外の教科用図書を使用する場合は、その都度学校教育法附則第9条図書委員会（以下「図書委員会」という。）を設置し、教育委員会が採択する。</u></p>
	<p>(図書委員会) <u>第9条 図書委員会は、次の事項を所掌する。</u> <u>(1) 特別支援学級設置校校長が選定している教科用図書が、適正であるか審査すること。</u> <u>(2) 前号による審査は、東京都教育委員会から提供される調査研究資料に該当するものであることを基準として行うものとし、該当しない場合又は当該選定図書が適正でないと判断される場合、選定理由を当該校長に聴取すること。</u> <u>(3) 審査結果を教育長に報告すること。</u> <u>2 図書委員会は、学校教育部教育指導室長、教育指導室担当指導主事、特別支援学級設置小学校長3名、特別支援学級設置中学校長2名で構成する。</u></p>

改正前	改正後
	<p>3 <u>前項の委員のうち、特別支援学級設置小学校長及び特別支援学級設置中学校長は、足立区特別支援学級設置校長会会長の推薦により決定するものとする。</u></p> <p>4 <u>委員の任期は、7月1日から翌年の3月31日までとする。</u></p> <p>5 <u>図書委員会には、図書委員長、図書副委員長をそれぞれ1名置く。</u></p> <p>6 <u>図書委員長は、学校教育部教育指導室長、図書副委員長は学校教育部教育指導室担当指導主事が務める。</u></p> <p>7 <u>図書副委員長は、図書委員長を補佐し、図書委員長に事故あるときはその職務を代理する。</u></p> <p>8 <u>図書委員会は、図書委員長が招集する。</u></p>
<p>(教科用図書の展示)</p> <p>第8条 <u>教育委員会は、広く区民に教科用図書の情報を提供するため、法定展示期間以外に特別展示期間を設定し、教科書センター以外のその他区有施設に展示することができる。</u></p> <p><u>なお、特別展示期間は別に定める。</u></p>	<p>(教科用図書の展示)</p> <p>第10条 <u>教育委員会は、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)に基づき、次の各号に定める教科用図書の展示会を実施する。</u></p> <p>(1) <u>法定展示会 毎年度、東京都を通じて文部科学省から通知される概ね2週間</u></p> <p>(2) <u>特別展示会 教科用図書採択の年度、文部科学省から通知される法定展示会に先立つ概ね10日間</u></p>
<p>(採択及び審議の公正確保)</p> <p>第9条 <u>採択の公正かつ適正を維持するため、採択に関する選定委員会、調査委員会、研究会は非公開とし、委員は職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。</u></p> <p><u>なお、委員名簿、報告書、選定委員会の会議録は、採択終了後、足立区情報公開条例に基づき原則として公開する。</u></p>	<p>(採択及び審議の公正確保)</p> <p>第11条 <u>採択の公正かつ適正を維持するため、採択に関する選定委員会、調査委員会、研究会、図書委員会は非公開とし、委員は職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。</u></p> <p>第12条に移行</p>
	<p>(情報公開)</p> <p>第12条 <u>選定委員会、調査委員会、研究会、図書委員会の各委員名簿、報告書、選定委員会の会議録は、採択終了後足立区情報公開条例(平成12年足立区条例第91号)に基づき公開する。</u></p>
<p>(確認書の提出等)</p>	<p>(確認書の提出等)</p>

改正前	改正後
<p><u>第10条</u> 選定委員会及び調査委員会の委員は、教科用図書に関して直接利害関係のない旨の確認書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 選定委員会及び調査委員会の委員には、次に該当する者はなることができない。</p> <p>(1) 教科用図書の発行者の役員、従業員並びにその配偶者または三親等内の親族</p> <p>(2) 顧問、参与、嘱託等のいかなる名称によるかを問わず、事実上、教科用図書発行者の運営に重要な影響力を有している者。</p> <p>(3) 教科用図書及び教師用指導書の著作者</p> <p>(4) 前項の著作者が団体である場合は、その団体役員及びこれに準ずる者</p> <p>(5) 教科用図書の供給事業を行う者及びその従業員</p>	<p><u>第13条</u> 選定委員会及び調査委員会の委員は、教科用図書に関して直接利害関係のない旨の確認書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、選定委員会及び調査委員会の委員になることができない。</p> <p>(1) 教科用図書の発行者の役員、従業員及びその配偶者三親等内の親族</p> <p>(2) 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるかを問わず、事実上、教科用図書発行者の運営に重要な影響力を有している者</p> <p>(3) 教科用図書及び教師用指導書の著作者</p> <p>(4) 前項の著作者が団体である場合は、その団体役員及びこれに準ずる者</p> <p>(5) 教科用図書の供給事業を行う者及びその従業員</p>
<p>(所管)</p> <p><u>第11条</u> 教科用図書の採択に関する庶務は、教育指導室、<u>教育相談センターの所管とする。</u></p>	<p>(所管)</p> <p><u>第14条</u> 教科用図書の採択に関する庶務は、教育指導室が所管する。</p>
<p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> この要綱の施行に関し、必要事項は教育長が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第15条</u> この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>

平成27年度足立区立小学校使用教科用図書調査項目

1 内容の選択について

- (1) 学習指導要領を基準とする適切な教材であるか。
- (2) 児童の発達段階に応じた基礎的・基本的な内容が身につく配慮がなされているか。
- (3) 教材や資料が今日的な課題に配慮し、児童にとって理解しやすいものであるか。
- (4) 児童の興味・関心を引き出す内容が取り入れられているか。
- (5) 発展的な学習内容は、学習指導要領の内容をさらに身につける工夫と、児童の実態に見合った学習指導ができる創意が見られるか。

2 構成及び分量について

- (1) 単元（教材）の構成が適切であるか。
- (2) 単元（教材）の系統性はどうか。
- (3) 発達段階に応じた分量であるか。

3 表現について

- (1) 児童が理解しやすく、見やすくできているか。
- (2) 児童が読みやすい表現であるか。
- (3) 一貫性を持った記述がなされているか。

4 学習活動について

- (1) 実験・観察・実習・調査等、体験的な学習に対して配慮されているか。
- (2) 課題発見、課題選択、課題解決等の学習に対して配慮されているか。
- (3) 児童が学習活動を進めやすいように配慮されているか。

5 本の造りについて

- (1) 印刷の見やすさや分かりやすさに対して配慮されているか。
- (2) 製本に対して配慮されているか。

6 当該教科用図書の長所及び特色

教 育 委 員 会 報 告

平成26年5月8日

件 名	足立区立小学校使用教科用図書採択の日程等について
所 管 部 課 名	学校教育部 教育指導室
内 容	<p>平成27～30年度に使用する小学校使用教科用図書の採択の内容及び今後の日程について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 採択内容</p> <p>(1) 採択種目（11種目） 国語・書写・社会・地図・算数・理科・生活・音楽・図画工作 家庭・保健</p> <p>(2) 採択する教科書の範囲 「小学校用教科書目録（平成27年度使用）」（別紙1）に登録されている教科書のうちから採択する。</p> <p>2 教科書展示 平成26年6月3日（火）～6月12日（木）特別展示 平成26年6月13日（金）～6月26日（木）法定展示 ※（土・日を含む） 展示時間 午前9時～午後7時 展示場所 こども支援センターげんき（梅島3-28-8） 東京芸術センター（千住1-4-1）</p> <p>3 採択日時 8月7日 教育委員会定例会で採択する予定。</p> <p>4 採択結果報告 平成26年8月31日までに東京都教育委員会へ報告する。</p>
問 題 点 ・ 今 後 の 方 針	足立区立小学校使用教科用図書採択要綱に基づき、教科用図書選定委員会、教科用図書調査委員会、教科用図書研究会を設置し、調査・研究を進めていく。

教 育 委 員 会 報 告

平成26年5月8日

件 名	学校事故報告について(平成26年度4月分)
所管部課名	学校教育部 教育指導室
内 容	<p>1 学校事故状況 管理下 0件 管理外 2件(小学校 2件) 合計 2件</p> <p>2 事故内容 (1) 転落事故 放課後マンションで遊んでいた際、13階の非常階段から12階の廊下に飛び移ろうとしたところ、誤って転落。救急搬送されたが、病院にて死亡確認。 (小学校管理外)</p> <p>(2) 交通事故 路上で兄と友達の3人で遊んでいた際、兄を追いかけて車道に飛び出し、車両に轢かれ腰骨を骨折及び腕、顔に擦過傷の怪我を負う。 (小学校管理外)</p> <p>3 各学校への事故防止の指導 (1) 転落事故防止について 休日や放課後の遊び方について、高所等危険を伴う場所では遊ばないよう、児童生徒の発達段階に応じた具体的な指導を行うとともに、保護者や地域へも注意喚起を促し、安全教育を徹底する。</p> <p>(2) 交通事故防止について 事故の発生状況を踏まえ、交通マナーの具体的な指導を行うとともに家庭、地域等への注意喚起を促し、安全教育の充実を図り、交通事故防止を徹底する。</p>
今後の方針	<p>年度初めにおける児童・生徒の事故や問題行動の未然防止に努めるとともに、家庭や地域社会、関係機関と連携し、一層の指導体制の確立を図る。</p>

学校事故状況

平成26年度4月分(児童・生徒)

教育指導室

内 訳	管 理 下			管 理 外		合 計
	幼稚園	小学校	中学校	小学校	中学校	
交 通 事 故	自転車・バイク					
	歩行者・キックボード				1	1
授業中の傷害打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫					
	裂傷・打撲・暴行					
	火傷・熱傷					
	歯目鼻耳等の損傷					
	発症・発作・火傷					
休憩時間・放課後・登下校時の傷害打撲等の事故(学校行事含む)	骨折・脱臼・捻挫					
	裂傷・打撲・暴行					
	歯目鼻耳等の損傷					
	発症・発作・火傷					
教師の指導上による傷害・打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫					
	歯目鼻耳等の損傷					
暴力・暴行傷害事件						
家出・外泊・行方不明						
窃盗・万引き・恐喝						
対教師暴力						
火災・火傷・火遊び						
その他・地域での怪我						
死 亡	病 死					
	事 故 死				1	1
合 計					2	2

(施 設)

区 分	幼稚園	小学校	中学校	内 容
窓ガラス及び施設破損				
不法侵入・盗難				
その他				
合 計				0

教 育 委 員 会 報 告

平成 2 6 年 5 月 8 日

件 名	足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の開催について
所管部課名	子ども家庭部 子ども家庭課
内 容	<p>平成 2 7 年度から実施される「子ども・子育て支援新制度」においては、制度の対象となる幼稚園・認定こども園・保育園・小規模保育室・家庭福祉員の保育料体系が住民税による所得階層に基づく応能負担体系に移行することになる。そのため、保育料の設定について、子育て支援サービス利用者負担適正化審議会に諮問し、その答申内容を尊重して決定する。</p> <p>また、学童保育室の保護者負担金についても、併せて審議会に諮問する。</p> <p>1 審議会委員について</p> <p>現在委員の選定を行っている。内訳は次のとおり。</p> <p>学識経験者 4 名 人選中。</p> <p>区議会議員 4 名 総務部を通じ、区議会に依頼済。</p> <p>区内団体 5 名 私立幼稚園協会、私立保育園連合会、認証保育所連絡会、小規模保育室連絡会、住区センター連絡協議会に、委員の推薦を依頼する。</p> <p>公募委員 4 名 あだち広報、ホームページで募集。 区内在住の幼稚園利用者、保育園利用者、自宅で子育て中の方。</p> <p>区職員 3 名 教育長、子ども家庭部長、地域のちから推進部長。</p> <p>計 2 0 名</p> <p>2 審議期間</p> <p>6 月末から 9 月末まで、計 4 回の開催を予定。</p> <p>3 今後のスケジュール</p> <p>6 月 4 日 教育委員会で諮問内容及び委員を決定。</p> <p>6 月末頃 第 1 回審議会を開催。 (審議会は 4 回実施予定)</p> <p>9 月末頃 第 4 回審議会を開催。審議会が答申を決定。</p> <p>1 0 月 ~ 保育料改定条例 (案) を作成。</p> <p>1 2 月 第 4 回足立区議会定例会に条例案を上程、議決。</p> <p>1 月 ~ 保護者など関係者に保育料改定を周知。</p>
今後の方針	

教育委員会情報連絡

平成26年5月8日

件名	平成26年度足立区育英資金奨学生の募集について
所管部課名	学校教育部 学務課
内 容	<p>平成26年度足立区育英資金奨学生の募集を、以下のとおり実施する。</p> <p>1 緊急募集 家計状況の急激な悪化により、学資金の支払いが困難な在学学生を対象に募集する。</p> <p>(1)募集期間 平成26年5月26日(月)～7月14日(月) (2)応募資格 高校・大学等に在学していること。 (3)募集人員 【通常枠】高校生・大学生合わせて20名程度 【特例枠】高校生・大学生合わせて 2名程度 (4)貸付期間 平成26年10月から正規の修学期間</p> <p>2 通常募集</p> <p>(1)募集期間 平成26年10月1日(水)～11月28日(金)(予定) (2)応募資格 平成27年度から高校・大学等に入学予定、又は現在在学していること。 (3)募集人員 【通常枠】高校生 50名・大学生 50名 【特例枠】高校生 5名・大学生 5名(予定) (4)貸付期間 平成27年4月から正規の修学期間</p> <p>3 選考方法</p> <p>(1)書類及び面接選考 (2)足立区育英資金貸付審議会の審査</p> <p>4 周知方法</p> <p>(1)あだち広報及び区ホームページを通じての募集 (2)区民事務所での募集ちらし配布、ポスター掲示 (3)近隣高校及び区内大学へ募集要項等配布、ポスター掲示</p>
今後の方針	

教育委員会情報連絡

平成26年5月8日

件名	平成26年度 小・中学校の児童・生徒数及び学級数について（平成26年4月7日現在）
所管部課名	学校教育部 学務課
内容	<p>平成26年度の各小・中学校児童・生徒数及び学級数（平成26年4月7日現在）については、別紙添付資料「<u>児童生徒数及び学級数一覧表</u>」のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 小学校の児童数・学級数 ※（ ）は前年度増減</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 普通学級・児童数 30,873人 (△124)</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 普通学級・学級数 1,009学級 (△6)</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 特別支援学級固定級・児童数 261人 (+6)</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 特別支援学級固定級・学級数 40学級 (+1)</p> <p>2 中学校の生徒数・学級数 ※（ ）は前年度増減</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 普通学級・生徒数 14,311人 (+55)</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 普通学級・学級数 429学級 (±0)</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 特別支援学級固定級・生徒数 164人 (△6)</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 特別支援学級固定級・学級数 24学級 (△1)</p> <p>※中学校生徒数は、第四中学校夜間学級を含む。</p> <p>3 少人数学級（35人学級）について</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 小学校1年生：平成23年度から、国基準で実施。</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 小学校2年生：平成24年度から、都基準で実施。</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 中学校1年生：平成25年度から、都基準で実施。</p> <p>※1 足立小学校第六学年は、統合加配職員を充当した学級編制の弾力的運用を適用し、4学級を維持した。</p> <p>※2 江南中学校第一学年は、『中1の教員加配』対象校であるが、都の基準により学級規模の縮小はできないため、1学級となった。</p>
今後の方針	

平成26年度 小学校別 児童数・学級数（普通学級）

学校教育部学務課

平成26年4月7日現在

番号	学校名	児 童 数							学 級 数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
1	千寿第八	90	91	66	66	61	68	442	3	3	2	2	2	2	14
2	西新井	97	82	79	72	89	88	507	3	3	2	2	3	3	16
3	西一	69	76	66	73	94	93	471	2	3	2	2	3	3	15
4	西二	67	58	58	67	83	101	434	2	2	2	2	3	3	14
5	西伊興	55	60	63	52	27	38	295	2	2	2	2	1	1	10
6	興本	79	74	70	66	90	104	483	3	3	2	2	3	3	16
7	本木	95	75	68	82	68	73	461	3	3	2	3	2	2	15
8	寺地	44	50	44	40	40	44	262	2	2	2	1	1	2	10
9	関原	67	68	55	62	68	62	382	2	2	2	2	2	2	12
10	江北	40	40	46	47	40	67	280	2	2	2	2	1	2	11
11	高野	51	58	48	54	32	38	281	2	2	2	2	1	1	10
12	扇	42	50	42	46	43	40	263	2	2	2	2	2	1	11
13	鹿浜	58	72	48	64	67	55	364	2	3	2	2	2	2	13
14	鹿浜第一	113	103	87	109	111	111	634	4	3	3	3	3	3	19
15	北鹿浜	49	62	46	60	50	67	334	2	2	2	2	2	2	12
16	鹿浜西	35	37	49	44	38	41	244	1	2	2	2	1	2	10
17	上沼田	12	22	15	21	30	24	124	1	1	1	1	1	1	6
18	新田	218	216	178	169	173	108	1062	7	7	5	5	5	3	32
19	宮城	63	82	65	67	73	59	409	2	3	2	2	2	2	13
20	舎人	97	66	69	60	76	66	434	3	2	2	2	2	2	13
21	梅島	130	101	98	102	138	114	683	4	3	3	3	4	3	20
22	梅島第一	34	36	52	42	36	53	253	1	2	2	2	1	2	10
23	梅島第二	51	51	50	49	56	69	326	2	2	2	2	2	2	12
24	島根	90	88	87	97	71	83	516	3	3	3	3	2	3	17
25	亀田	130	101	85	45	33	61	455	4	3	3	2	1	2	15
26	栗原	60	67	81	83	83	74	448	2	2	3	3	3	2	15
27	栗島	63	60	63	79	79	75	419	2	2	2	2	2	2	12
28	加平	98	68	45	39	40	37	327	3	2	2	1	1	1	10
29	東栗原	70	73	86	76	74	88	467	2	3	3	2	2	3	15
30	弥生	99	87	98	102	100	91	577	3	3	3	3	3	3	18
31	弘道	48	61	46	56	60	53	324	2	2	2	2	2	2	12
32	弘道第一	57	66	59	49	59	43	333	2	2	2	2	2	2	12
33	青井	60	58	48	59	73	55	353	2	2	2	2	2	2	12
34	綾瀬	127	159	129	132	130	153	830	4	5	4	4	4	4	25
35	東加平	98	92	76	90	87	105	548	3	3	2	3	3	3	17
36	東瀏江	134	135	115	118	146	111	759	4	4	3	3	4	3	21
37	中川	94	93	82	93	91	106	559	3	3	3	3	3	3	18
38	中川北	86	99	82	90	93	90	540	3	3	3	3	3	3	18
39	北三谷	53	57	68	88	54	58	378	2	2	2	3	2	2	13
40	大谷田	40	49	36	45	50	53	273	2	2	1	2	2	2	11
41	長門	58	69	55	55	49	45	331	2	2	2	2	2	2	12
42	花畑	60	70	57	76	67	60	390	2	2	2	2	2	2	12
43	花畑第一	48	51	58	58	65	46	326	2	2	2	2	2	2	12
44	花畑西	89	68	64	64	92	74	451	3	2	2	2	3	2	14

平成26年度 小学校別 児童数・学級数（普通学級）

学校教育部学務課

平成26年4月7日現在

番号	学校名	児 童 数							学 級 数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
45	花 保	85	89	93	74	91	89	521	3	3	3	2	3	3	17
46	浏 江	77	69	84	92	103	92	517	3	2	3	3	3	3	17
47	浏江第一	90	121	100	112	107	120	650	3	4	3	3	3	3	19
48	保 木 間	66	66	63	64	87	92	438	2	2	2	2	3	3	14
49	竹 の 塚	63	56	53	61	69	50	352	2	2	2	2	2	2	12
50	伊 興	100	97	102	107	104	139	649	3	3	3	3	3	4	19
51	東 伊 興	100	93	91	97	107	98	586	3	3	3	3	3	3	18
52	中 島 根	75	77	79	87	88	88	494	3	3	2	3	3	3	17
53	古 千 谷	92	102	82	103	89	107	575	3	3	3	3	3	3	18
54	東 綾 瀬	86	59	60	59	71	69	404	3	2	2	2	2	2	13
55	栗 原 北	84	79	78	100	74	98	513	3	3	2	3	2	3	16
56	平 野	66	60	74	73	62	56	391	2	2	2	2	2	2	12
57	辰 沼	86	73	70	68	69	86	452	3	3	2	2	2	3	15
58	六 木	86	89	82	83	85	77	502	3	3	3	3	3	2	17
59	中 川 東	57	46	52	51	49	42	297	2	2	2	2	2	2	12
60	皿 沼	59	37	52	49	65	58	320	2	2	2	2	2	2	12
61	舎人第一	83	82	76	73	93	62	469	3	3	2	2	3	2	15
62	千寿本町	63	61	84	68	75	99	450	2	2	3	2	2	3	14
63	千 寿 桜	47	63	59	65	63	64	361	2	2	2	2	2	2	12
64	桜 花	61	64	62	51	56	76	370	2	2	2	2	2	2	12
65	西保木間	41	46	60	58	56	70	331	2	2	2	2	2	2	12
66	足立入谷	19	30	40	34	28	48	199	1	1	1	1	1	2	7
67	千 寿	78	68	60	82	61	72	421	3	2	2	3	2	2	14
68	千寿常東	86	80	96	84	99	97	542	3	3	3	3	3	3	18
69	千寿双葉	69	79	54	74	62	71	409	2	3	2	2	2	2	13
70	足 立	91	79	113	115	110	120	628	3	3	3	3	3	4	19
合 計		5,228	5,166	4,901	5,092	5,202	5,284	30,873	178	178	162	163	162	166	1,009

(足立区電算コード順)

…『小2の教員加配』対象校。

…『学級編制弾力化適用』対象校。

平成26年度 中学校別 生徒数・学級数（普通学級）

学校教育課学務課

平成26年4月7日現在

番号	学校名	生徒数				学級数				
		1年	2年	3年	合計	1年	2年	3年	複式	合計
1	第一	119	122	141	382	4	4	4		12
2	第四	196	224	227	647	6	6	6		18
3	第五	97	104	112	313	3	3	3		9
4	第六	82	89	86	257	3	3	3		9
5	第七	128	128	153	409	4	4	4		12
6	第八	71	112	93	276	3	3	3		9
7	第九	196	164	148	508	6	5	4		15
8	第十	162	146	145	453	5	4	4		13
9	第十一	219	224	229	672	7	6	6		19
10	第十二	154	155	158	467	5	4	4		13
11	第十三	195	172	193	560	6	5	5		16
12	第十四	270	312	308	890	8	8	8		24
13	江南	38	58	38	134	1	2	1		4
14	新田	93	86	76	255	3	3	2		8
15	江北	73	73	70	216	3	2	2		7
16	鹿浜	70	80	62	212	2	2	2		6
17	東島根	102	114	92	308	3	3	3		9
18	淵江	236	231	231	698	7	6	6		19
19	竹の塚	82	85	60	227	3	3	2		8
20	東綾瀬	182	213	235	630	6	6	6		18
21	青井	66	53	69	188	2	2	2		6
22	花畑	42	25	42	109	2	1	2		5
23	蒲原	189	203	189	581	6	6	5		17
24	西新井	193	169	137	499	6	5	4		15
25	入谷	64	46	52	162	2	2	2		6
26	上沼田	58	24	43	125	2	1	2		5
27	伊興	197	189	192	578	6	5	5		16
28	花畑北	53	102	72	227	2	3	2		7
29	花保	102	53	85	240	3	2	3		8
30	谷中	160	169	138	467	5	5	4		14
31	栗島	89	63	58	210	3	2	2		7
32	扇	99	88	78	265	3	3	2		8
33	加賀	99	79	94	272	3	2	3		8
34	入谷南	90	138	101	329	3	4	3		10
35	六月	182	224	227	633	6	6	6		18
36	千寿青葉	121	94	100	315	4	3	3		10
37	千寿桜堤	171	180	161	512	5	5	5		15
小計		4,740	4,791	4,695	14,226	151	139	133		423
	四中夜間（一般）	1	5	31	37	1	1	1		3
	四中夜間（日本語）	0	17	31	48				3	3
合計		4,741	4,813	4,757	14,311	152	140	134	3	429

（足立区電算コード順）

... 『中1の教員加配』対象校。

... 『中1の教員加配』対象校であるが、規定により学級規模縮小できないため学級は1学級。

《小学校》 26年度 児童・生徒・学級数（特別支援学級）
固定級

学校教育部学務課
平成26年4月7日現在

小 学 校			児 童 数							合計	学級数
障がい種別	No	学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年			
知的障がい	1	千寿常東	2	1	1	2	4	1	11	2	
	2	本 木	1	2	1	3	4	2	13	2	
	3	関 原	2	3	2	3	1	4	15	2	
	4	高 野	3	2		2	3	7	17	3	
	5	鹿浜第一	1	3	1	2	4	2	13	2	
	6	新 田	2	1					3	1	
	7	梅島第二	2	2	1	1	2		8	1	
	8	東 淵 江	2	2		4	7	8	23	3	
	9	花 畑	1		3	4	3	6	17	3	
	10	淵 江	4	2		3	2	2	13	2	
	11	青 井		1	4	3	2	3	13	2	
	12	古 千 谷	1	1	8	3	2	5	20	3	
	13	平 野	6	1	3	4	5	4	23	3	
	14	六 木	1	4	3	1	3	6	18	3	
	15	千寿桜			1	3	1	1	6	1	
	16	宮 城	1	1	1		4		7	1	
	17	桜 花	1	1		2	3	4	11	2	
	18	西伊興	2	2	3	6	1	2	16	2	
	19	足 立	2	1	1	4	5	1	14	2	
合 計			34	30	33	50	56	58	261	40	

通 級

小 学 校			児 童 数							合計	学級数
障がい種別	No	学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年			
弱視	1	足 立		2	1	1	1	1	6	1	
難聴	2	弥 生	3	1	1	1	2	3	11	1	
	3	中川東	休学級								
	4	千寿本町		3		2		2	7	1	
言語障がい	5	弥 生	2	12	12	13	12	11	62	4	
	6	中川東		2	4	7	8	4	25	2	
	7	千寿本町	4	10	8	1	4	3	30	2	
情緒障がい	8	辰 沼	8	5	9	10	4	10	46	5	
	9	保 木 間	6	7	12	6	22	12	65	7	
	10	上 沼 田	3	6	8	13	21	10	61	7	
合 計			26	48	55	54	74	56	313	30	

《中 学 校》

固定級

中 学 校			生 徒 数				合計	学級数
障がい種別	No	学校名	1年	2年	3年			
知的障がい	1	第 一	5	9	7	21	3	
	2	第 六	7	3	9	19	3	
	3	第 七	11	6	5	22	3	
	4	第 八	8	7	6	21	3	
	5	第 十 三	7	7	6	20	3	
	6	東 綾 瀬	5	6	6	17	3	
	7	伊 興	7	6	7	20	3	
	8	栗 島	7	7	10	24	3	
合 計			57	51	56	164	24	

通 級

中 学 校			生 徒 数				合計	学級数
障がい種別	No	学校名	1年	2年	3年			
情緒障がい	1	第 十	5	14	21	40	4	
	2	花 保	8	14	16	38	4	
合 計			13	28	37	78	8	

教育委員会情報連絡

平成26年5月8日

件名	足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例が定める補償基礎額の改定について																																																																			
所管部課名	学校教育部 学務課																																																																			
内容	<p>足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下、「条例」という。）が定める公務災害補償の補償基礎額の改定について報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改定理由 条例が定める補償基礎額は、条例第3条第2項の規定に基づき、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下、「都条例」という。）第4条に定める額と規定している。 今回、都条例第4条が改正されたことに伴い、下記のとおり改定する。</p> <p>2 改定内容 （補償基礎額）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="7" style="text-align: center;">学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の補償基礎額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">経験年数</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">学校医、学校歯科医</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">学校薬剤師</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">改定前</th> <th style="text-align: center;">改定後</th> <th style="text-align: center;">差額</th> <th style="text-align: center;">改定前</th> <th style="text-align: center;">改定後</th> <th style="text-align: center;">差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年未満</td> <td style="text-align: right;">6,877円</td> <td style="text-align: right;">6,877円</td> <td style="text-align: center;">0円</td> <td style="text-align: right;">5,670円</td> <td style="text-align: right;">5,664円</td> <td style="text-align: center;">△6円</td> </tr> <tr> <td>5年以上10年未満</td> <td style="text-align: right;">8,620円</td> <td style="text-align: right;">8,600円</td> <td style="text-align: center;">△20円</td> <td style="text-align: right;">6,573円</td> <td style="text-align: right;">6,564円</td> <td style="text-align: center;">△9円</td> </tr> <tr> <td>10年以上15年未満</td> <td style="text-align: right;">11,446円</td> <td style="text-align: right;">11,420円</td> <td style="text-align: center;">△26円</td> <td style="text-align: right;">8,016円</td> <td style="text-align: right;">8,001円</td> <td style="text-align: center;">△15円</td> </tr> <tr> <td>15年以上20年未満</td> <td style="text-align: right;">12,986円</td> <td style="text-align: right;">12,960円</td> <td style="text-align: center;">△26円</td> <td style="text-align: right;">9,671円</td> <td style="text-align: right;">9,650円</td> <td style="text-align: center;">△21円</td> </tr> <tr> <td>20年以上25年未満</td> <td style="text-align: right;">15,087円</td> <td style="text-align: right;">15,500円</td> <td style="text-align: center;">413円</td> <td style="text-align: right;">10,868円</td> <td style="text-align: right;">10,845円</td> <td style="text-align: center;">△23円</td> </tr> <tr> <td>25年以上</td> <td style="text-align: right;">16,090円</td> <td style="text-align: right;">16,529円</td> <td style="text-align: center;">439円</td> <td style="text-align: right;">12,042円</td> <td style="text-align: right;">12,016円</td> <td style="text-align: center;">△26円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 改定年月日 平成26年3月31日</p>						学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の補償基礎額							経験年数	学校医、学校歯科医			学校薬剤師			改定前	改定後	差額	改定前	改定後	差額	5年未満	6,877円	6,877円	0円	5,670円	5,664円	△6円	5年以上10年未満	8,620円	8,600円	△20円	6,573円	6,564円	△9円	10年以上15年未満	11,446円	11,420円	△26円	8,016円	8,001円	△15円	15年以上20年未満	12,986円	12,960円	△26円	9,671円	9,650円	△21円	20年以上25年未満	15,087円	15,500円	413円	10,868円	10,845円	△23円	25年以上	16,090円	16,529円	439円	12,042円	12,016円	△26円
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の補償基礎額																																																																				
経験年数	学校医、学校歯科医			学校薬剤師																																																																
	改定前	改定後	差額	改定前	改定後	差額																																																														
5年未満	6,877円	6,877円	0円	5,670円	5,664円	△6円																																																														
5年以上10年未満	8,620円	8,600円	△20円	6,573円	6,564円	△9円																																																														
10年以上15年未満	11,446円	11,420円	△26円	8,016円	8,001円	△15円																																																														
15年以上20年未満	12,986円	12,960円	△26円	9,671円	9,650円	△21円																																																														
20年以上25年未満	15,087円	15,500円	413円	10,868円	10,845円	△23円																																																														
25年以上	16,090円	16,529円	439円	12,042円	12,016円	△26円																																																														
今後の方針																																																																				

教育委員会情報連絡

平成26年5月8日

件名	ギャラクシティの平成25年度利用状況について						
所管部課名	子ども家庭部 青少年課						
内 容	1 利用者数 平成25年4月1日にギャラクシティがリニューアルオープンし1年が経過した。平成25年度利用者状況を下記のとおり報告する。 単位：人						
	総利用者		こども未来創造館				西新井文化ホール
			体験エリア	まるちたいけんドーム	貸室利用	小計	
	4月	156,208	127,873	9,338	5,264	142,475	13,733
	5月	141,695	111,511	8,439	6,503	126,453	15,242
	6月	161,564	128,480	9,325	9,104	146,909	14,655
	7月	155,615	128,249	11,262	8,309	147,820	7,795
	8月	193,657	158,934	16,351	7,499	182,784	10,873
	9月	124,807	99,731	7,728	8,328	115,787	9,020
	10月	121,909	95,217	5,990	9,712	10,919	10,990
	11月	120,773	90,895	5,565	10,350	106,810	13,963
	12月	112,666	84,186	4,897	8,126	97,209	15,457
	1月	102,727	84,576	7,089	4,781	96,446	6,281
	2月	99,218	73,292	4,555	6,268	84,115	15,103
	3月	136,634	109,145	8,105	7,922	125,172	11,462
合計	1,627,473	1,292,089	98,644	92,166	1,482,899	144,574	
※「体験エリア」利用者とは、プログラムを利用した延べ人数。							

行 事 実 施 結 果

4 月 1 日～4 月 3 0 日 青少年課

月 日	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加者
4/2 (水)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	新田地域学習センター	主催	5 名
4/5 (土)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	興本地域学習センター	主催	5 名
4/5 (土)	星空くらぶ おとな	14 : 00～16 : 00	ギャラクシティ	主催	15 名
4/6 (日)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	新田地域学習センター	主催	10 名
4/9 (水)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	新田地域学習センター	主催	5 名
4/9 (水)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	関三いこい広場	主催	5 名
4/11 (火)	星空くらぶ (星を見る会)	19 : 00～20 : 30	ギャラクシティ	主催	15 名
4/12 (土)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	興本地域学習センター	主催	3 名
4/13 (日)	星空くらぶ (プラネタリウムチーム)	9 : 30～11 : 30	ギャラクシティ	主催	20 名
4/13 (日)	あだち日曜教室 開校式	9 : 30～16 : 30	庁舎ホール	主催	76 名
4/13 (日)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	新田地域学習センター	主催	10 名
4/15 (火)	紙芝居講座	19 : 00～21 : 00	ギャラクシティ	主催	10 名
4/16 (水)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	新田地域学習センター	主催	5 名
4/19 (土)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	興本地域学習センター	主催	10 名
4/20 (日)	星空くらぶ (動画チーム)	14 : 00～16 : 00	ギャラクシティ	主催	15 名
4/20 (日)	中高生の居場所作り (映画作り)	15 : 00～18 : 00	ギャラクシティ	主催	10 名
4/20 (日)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	新田地域学習センター	主催	10 名
4/20 (日)	青少年の居場所作り	13 : 30～17 : 30	保塚地域学習センター	主催	15 名
4/23 (水)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	新田地域学習センター	主催	5 名
4/23 (水)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	関三いこい広場	主催	5 名
4/26 (土)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	興本地域学習センター	主催	10 名
4/27 (日)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	新田地域学習センター	主催	10 名
4/27 (日)	こどもみーていんぐ	13 : 30～16 : 30	ギャラクシティ	共催	50 名

4/30 (水)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	新田地域学習センター	主催	5名
4/30 (水)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	関三いこい広場	主催	5名

行 事 実 施 予 定

5月1日～5月31日青少年課

月 日	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加者
5/3 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
5/4 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
5/7 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
5/7 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
5/10 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
5/11 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
5/11 (日)	星空くらぶ(プラネタリウムチーム)	9:30～16:00	ギャラクシティ	主催	20名
5/11 (日)	あだち日曜教室	9:30～16:30	庁舎ホール	主催	80名
5/14 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
5/14 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
5/17 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
5/17 (土)	星空くらぶ(学習会)	14:00～16:00	ギャラクシティ	主催	15名
5/18 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
5/18 (日)	青少年の居場所作り	13:30～17:30	保塚地域学習センター	主催	15名
5/18 (日)	星空くらぶ(動画チーム)	14:00～16:00	ギャラクシティ	主催	15名
5/20 (火)	紙芝居講座	19:00～21:00	ギャラクシティ	主催	10名
5/21 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
5/21 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
5/24 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
5/25 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
5/25 (日)	こどもみーていんぐ	13:30～16:30	ギャラクシティ	共催	50名
5/25 (日)	キャンプの達人になろう	10:00～16:00	宮城ゆうゆう公園 少年キャンプ場	共催	20名
5/28 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名

5/28 (水)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	興本地域学習センター	主催	5名
5/31 (土)	中高生の居場所作り	15 : 00～18 : 00	興本地域学習センター	主催	5名
5/31 (土)	星空くらぶ (投影会)	14 : 00～16 : 00	ギャラクシティ	主催	15名

別 添

行 事 実 施 結 果

4月1日～4月30日

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加人数
4/4(金)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	10:00～11:30	西新井小学校	主催	16名
4/4(金)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	14:00～15:30	足立小学校	主催	11名
4/5(土)	興本扇学園花と音楽と茶道の集い 足立ジュニア吹奏楽団ゲスト演奏	11:30～12:00	興本小学校体育館	共催	400名
4/9(水)～ 24(木)	おりがみサポーターによる「キッズおりがみ教室」(10会場)	放課後子ども教室 室内	梅一小、伊興小、千寿桜小、千寿常東小、舎一小、千八小、本木小、竹の塚小、中北小、新田小	主催	99名
4/10(木)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	13:30～15:00	平野小学校	主催	11名
4/12(土)	平成26年度 足立ジュニア吹奏楽団入団式	15:30～16:00	島根小学校体育館	共催	新入団員13名
4/15(火)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	10:00～11:30	千寿本町小学校	主催	21名
4/22(火)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	10:00～11:30	足立入谷小学校	主催	10名
4/22(火)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	13:00～14:30	本木小学校	主催	14名
4/23(水)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	16:30～18:00	東伊興小学校	主催	21名
4/24(木)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	19:10～20:40	千寿第八小学校	主催	27名

4/25(金)	第31回あだちアートリンクカフェ	18:30~20:00	東京芸術センター 会議室	主催	22名
4/29(火)	指導者講習会「コーディネーショントレーニング」～高齢者向けプログラム～	10:00~15:00	生涯学習センター	主催	39名
4/30(水)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	10:00~11:30	皿沼小学校	主催	15名
4/30(水)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	17:00~18:30	弥生小学校	主催	14名
4/30(水)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	18:30~20:00	西伊興小学校	主催	25名

行事実施予定

5月8日～ 6月3日

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行事名	時間	会場	主催別	参加予定人数
5/8(木)～ 6/3(火)	おりがみサポーターによる「キッズおりがみ教室」	放課後子ども教室 室内	小学校 10 校	主催	100 名
5/12(月)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	9：30～11：00	東綾瀬小学校	主催	15 名
5/13(火)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	10：00～11：30	鹿浜西小学校	主催	15 名
5/13(火)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	13：00～14：30	千寿小学校	主催	15 名
5/13(火)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	17：30～19：00	亀田小学校	主催	15 名
5/14(水)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	10：30～12：00	六木小学校	主催	15 名
5/15(木)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	9：30～11：00	上沼田小学校	主催	15 名
5/15(木)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	14：00～15：30	千寿桜小学校	主催	15 名
5/19. 26. 6/2 . 16. 23 (月)	読み語りのためのボイストレーニング	10：00～12：00	生涯学習センター	主催	20 名
5/19(月)	ふれあい出前寄席 第 1 回企画リーダー会議	13：45～14：30	当別養護老人ホーム さくら	主催	6 名
5/21(水)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	10：00～11：30	栗原北小学校	主催	15 名
5/23(金)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	12：30～14：00	寺地小学校	主催	15 名
5/23(金)	第 32 回あだちアートリンクカフェ	18：30～20：00	東京芸術センター 会議室	主催	20 名

5/26(月)	ふれあい出前寄席 第2回企画リーダー会議	13:45~14:30	当別養護老人ホーム さくら	主催	6名
5/29(木)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	13:30~15:00	島根小学校	主催	15名
6/2(月)	ふれあい出前寄席 第3回企画リーダー会議	13:45~14:30	当別養護老人ホーム さくら	主催	6名
6/3(火)	放課後子ども教室 見守りスタッフ安全管理講習	10:00~11:30	興本小学校	主催	15名